

## 平成30年定例第3回市議会会議録(第2日)

平成30年9月5日午前9時30分定例第3回市議会をみやま市役所議場に招集した。

### 1. 応招議員は次のとおりである。

1番	奥  菌	由美子	10番	瀬  口	健
2番	吉  原	政  宏	11番	川  口	正  宏
4番	末  吉	達二郎	12番	壇	康  夫
5番	古  賀	義  教	13番	中  尾	眞智子
6番	前  原	武  美	14番	中  島	一  博
7番	野  田	力	15番	坂  口	孝  文
8番	上津原	博	16番	宮  本	五  市
9番	荒  卷	隆  伸	17番	牛  嶋	利  三

### 2. 不応招議員は次のとおりである。

3番 徳 永 重 遠

### 3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

### 4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田中裕樹	係長	堤和美
参与	馬場洋輝	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長職務代理者	高野道生	農林水産課長	宮崎眞一
副市長			
教育長職務代理者	井上正明	商工観光課長	江崎秀樹
監査委員	平井常雄	上下水道課長	甲斐田裕士
総務部長	西山俊英	学校教育課長	加藤武美
保健福祉部長	松尾博	商工観光課 企業誘致推進室長	垣田智章
市民部長 兼市民課長	加藤康志	企画振興課企画・地方創生係 地方創生担当係長	宮川浩則
環境経済部長	坂田良二	学校教育課学校教育係 学校給食担当係長	松尾一幸
建設都市部長	富重巧斉	学校教育課総務係長	小柳るみ
教育部長	野田圭一郎	学校教育課 学校再編推進係長	河野成嗣
消防長	北嶋俊治	社会教育課長	山田利長
総務課長	椛嶋晋治	指導室長	屋形朋子
財政課長	木村勝幸	都市計画課長	櫻木研治
企画振興課長	堤則勝	都市計画課長補佐 兼住宅係長	松尾秀勝
財政課長補佐 兼財政係長	大坪康春	農林水産課園芸水産林務係 水産林務担当係長	松尾孝弘
福祉事務所長	坂口浩二	学校教育課長補佐 兼学校教育係学務担当係長	松尾郁代
健康づくり課長	田中聡美	社会教育課市史文化財係長	猿渡真弓
環境衛生課長	松尾和久	介護支援課長 兼地域包括支援センター長	古賀富美子

介護支援課高齢者支援係長	塚 本 憲 治	エネルギー政策課 エネルギー政策係長	渡 邊 満 昭
地域包括支援センター係長	山 下 優 子	子ども子育て課長	松 藤 典 子
商工観光課商工観光係長	松 尾 剛	子ども子育て課 子ども子育て担当係長	平 野 寿 美
総務課庶務法制係 庶務担当係長	山 下 昭 文	秘書広報課長	久保井 千 代
エネルギー政策課長	古 田 稔		

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 一般質問（1日目）

質 問 者			質 問 件 名
順位	議席 番号	氏 名	
1	7	野 田 力	1. 危機的人口減少に、超最大級の政策展開を
2	11	川 口 正 宏	1. 小中学校の統廃合と、教育方針について 2. 有害鳥獣被害対策について
3	10	瀬 口 健	1. 市長のまちづくり姿勢 2. 熱中症予防の文部科学省よりの通知について
4	1	奥 蘭 由美子	1. 女性視点の防災対策について 2. 買い物弱者支援の今後の施策について
5	4	末 吉 達二郎	1. 放課後児童クラブについて
6	6	前 原 武 美	1. J R九州沿線の農地における大豆の生育異常について

---

午前9時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

なお、3番徳永重遠君におかれましては、先日に引き続きまして欠席届が提出されており、これを許可しておりますので、御承知おきをお願いしておきたいと思います。

日程第1 一般質問

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 一般質問を行ってまいります。

一般質問につきましては、主題ごとに質問を行ってください。

なお、具体的事項が複数ある場合におきましても、具体的事項ごとに切らずにまとめて質

問をしていただきますようお願いいたします。

それでは、早速順番に発言を許します。

まず、7番野田力君、一般質問を行ってください。

#### ○7番（野田 力君）（登壇）

皆さんおはようございます。台風21号でまた大変な災害が生じておるようでございます。被災者の皆様には心からお見舞い申し上げたいと思っております。

今回の議会が西原市政の最後かと思っております。西原市長におかれましては、これまでお付き合いした中で、本当に洞察力の深い方で、そして、真正面からいろいろと受けとめていただいております。これからも行政当局におかれましては、西原市政の流れをくんでいただくものと信じております。

それでは、7番議員の野田力でございますが、議長の許可を得ておりますので、質問をさせていただきます。

テーマとしましては、喫緊の人口問題でございます。超政策的な展開をしていただきたいというテーマでございます。

私たちのみやま市政が継続的に、そして、安定的に運営してまいるには、まずは市民の皆さんがどのように居住されているのかをしっかりと把握対応してまいることが最も重要な課題ではないかと思っております。

そこで、まず人口の動態につきまして触れてみたいと思っております。

日本人口の一番ピーク時は平成20年に1億2,800万人余でございました。それまでは、ずっと年々増加をいたしてきたわけであります。ところが、平成20年を起点に、それから、その後はずっと毎年減ってきておることが今日の状況でございます。御承知のとおりでございます。

一方、みやま市におきましては、旧3町の人口は昭和60年では何と5万2,201人でございます。既にそのころからもう減少し始めて、ずっと続いておりますが、全国の傾向からすれば、随分前から減少傾向が生じておったということでございます。

そして、みやま市の平成30年3月の時点では人口は3万7,852人でございます。昭和60年当時と比較しますと1万4,349名が減少しております。一番ピーク時は昭和60年の5万2,902名でございますから、それから比較しますと27.5%の減少でございます。中規模の町が本当にそっくり消滅したような深刻な事態でございます。これこそ、いろいろ有事の時代と言わ

れていますけれども、静かなる有事の時代だろうと、かように感じております。

ところで、人口減少は大都市を除く一般の市町村も大なり小なり減少をたどっていることは、もう御承知のとおりでございます。しかし、人口減少は歯どめ策をしっかりとやっているところとそうでないところでは随分変動の幅が生じておるようでございます。そうしますと、市政のかじ取り、市政のいかんによって大きく左右されるわけでございます。

一方、全体的な人口の動態から考えますと、他の市町村との人口の呼び込みと申しますか、そういったやつが、競争性もありますので、大変危惧するような要素を含んでおることは御承知のとおりでございます。

みやま市当局としましては、これまで地方創生総合版ということで、各界の英知を集めて戦略性を描き、対応されております。これはすばらしく分析された総合版でございます。その戦略に対しまして、つまりは行政の投入力ですね。そしから、施策の統括的集約並びに対応期間、そういったやつをどうするのかということが一番肝要でございます。そこで、その戦略の基本姿勢をここでしっかり御説明していただきと思うのであります。

ところで、人口対策は行政のみで対応されるものではありません。市民皆様の御理解と、それから、御協力、支援のもとでの政策展開が不可欠でございます。それらの熱意と強い結集力が発揮されてこそ、本当にその成果が生まれるものでございます。つまりは、人口歯どめ策の効果を上げるには、それぞれの立ち位置、立場からの合理的かつ的確なる役割分担と責任を明確にして、そして、しかも意思疎通を図って連携することが極めて重要でございます。

そこで、市行政におかれましては、その役割と責任をこれまで以上に重く受けとめていただき、守備範囲を明確化し、そして、施策の展開を一段と強めていただきたいものでございます。

私たち議会の立場としましては、当然ながら人口減少の歯どめ策の執行状況については、あらゆる角度からチェック機能を高めてまいりたいと。そして、さらには情勢変化に伴って、いわゆる適切な新施策の提言や御提案を行う責任も有しておると思っております。

一方、市民の皆様におかれましては、厳しいようでございますけれども、郷土ふるさとの涵養精神の高揚を踏まえた振興、発展への御理解と御協力が欠かせないと思っております。

そしてまた、各種団体、企業におかれましては、人口歯どめ策の事業に対しまして行政施策と協調姿勢をしっかりとやっていただき、しかも、雇用条件の改善向上等にも努めていただ

きたいなと考えるわけでございます。

これらの立ち位置、立場からの役割と責任が明確にされ、さらには意思疎通を図り、相互連携することによってこそ、目標達成がより近づくものと確信をいたします。

以上申し上げました事柄につきましては、本当に大まかでございますが、何せ一朝一夕で片づく事業の性格ではありません。中長期的に腰を据えて取り組まざるを得ないことばかりでございます。

人口減少の歯どめに揺るぎがない方向性を持ち、市民総ぐるみによる総括的な施策を束ねて強力かつ円滑に推進、転換してまいるには、その寄ってきたる制度の根幹を確立することが極めて必要不可欠かと思っております。これらの根幹の確立のためには、どうしても確たる基本条例を制定することが肝要であるものと感じるわけでございます。

このようなことで、例えば、仮称でございますが、みやま市人口動態の安定化に資する基本条例というようなやつを制定されて、しっかりやっていただきたいなと、かように思うわけですが、御見解をお伺いしたいものでございます。

また、これらの事業の性格上、幅広く取りまとめて、そして、鋭意果敢的に展開するためにも、執行権限をある一定程度、集中管理して、スムーズに機能展開することもまた重要であります。そこで、みやま市人口動態の安定化推進本部というような本部を設置してやってはどうかなと、こう思うわけでございます。

あわせて、推進本部がそのような体制で臨むようになれば、予算編成に当たりましては、ともかく存亡にかかわる問題ですから、最優先的に取り組まれるなどの特別予算枠を設定すべきものではないかと考える次第でございます。御見解をお伺いいたします。

そして、これらの事業の推進の場合には、さらに緊急性を要するもの、または中長期的にわたるもの、例えば、企業誘致による職場の確保とか商店街の活性化、こういったやつは中長期的になると思います。そういったやつをしっかりと区分しながら、予算投入額の強弱性をもって適切に考慮して推進されるようお願いするわけでございます。

その中で今申し上げましたように、緊急性につきましては、まず、結婚してくださいよ、大いにそういった状況をつくっていくということの結婚への応援、それから、第2子以降の生誕の応援、第2子以降の子供の生まれるような応援、それから、子育てしやすい良好な条件整備、それから、市内企業への就職促進、これも喫緊の課題でございます。それから、市外通勤者の利便性向上、執行のために早急に支援強化を進めていただきたいと。現在の進み

ぐあいを含めて、今申し上げましたことにつきましては現在取り組んでありますので、その進みぐあいを踏まえて今後どのように対処されるのかを御所見をお伺いいたします。

それらの事業を推進しながら、片や一方、流動人口とか関係人口——関係人口というのが最近出てきておりますけれども、関係人口の動態をしっかり捉まえて、増加策を図りながら定住化方向に誘導していただくようお願いしたいわけでございます。この件につきましても御所見をお伺いします。

何分、人口増加の基本中の基本、これは、もう御承知のとおり子供の出生数の増加でございます。ちなみに、これまで全国ベースの出生数は毎年100万人以上でございました。ところが、昨年から100万人を割りまして90万人台でございます。昨年度は94万人余りでございますので、比率ではマイナス6%の減なんです。しかし、私たちのみやま市は平成27年度の出生は232人でございまして、平成29年度は213人でありますので、その減少比は4%台です。全国ベースよりも落ち込みが低位だったなと思っておりますし、一応安堵いたすところでございます。

そう言いましても、みやま市における女性1人が子供を産む合計特殊出生率は現在1.23でございます。今後におけるみやま市の方針としましては、1.8を目指しております。これは7年先は1.8になりますよという目標を立ててあります。そういうことでございますから、さらなる新生児の誕生を期待せざるを得ません。

ところで、お母さんの意識調査を見ておりましたら、子供はやっぱり3人以上は欲しいですねと、そう望んであります。しかし、現実的には子育てが難しくなるため、産むに産めない状況でございますよという意識でございます、そういった考えでございます。そういうことだと、私もそういうふうに推察せざるを得ません。これは私個人だけではなく、これは社会的に見ましても大きな問題ではないかと思えます。

国の制度におかれましては、子供1人目から児童手当を産まれてから中学校卒業まで全てに温かい手を差し伸べてあります、児童手当ということです。これは御承知のとおり、最初は第3子からの児童手当でございました。ところが、公明党さんたちが一生懸命頑張られまして、今は本当に中学校まで全部含めての児童手当でございます。すばらしいなと思っております。これもさらに手厚くしていただきたいなということを国のほうにお願いしていかないといけないかなと思っております。

そして、安心して産み育てられるような環境づくりには、みやま市の行政としましても当



然責任を有しております。現在の対応では第3子以上からしか出産祝い金は差し上げてありません。みやま市行政の当局の調査では、第1子と第2子以降の出生数の比率では双方ともどちらでも減少しております。しかし、その中で注目すべきことは、第2子以降の出生数の落ち込みですね。第2子以降の出生数の落ち込みがより多くあらわれております。したがって、第2子以降の出生数の持ち直しを、この際しっかりやっていただきたいなと思いますので、心から期待しているものでございます。

そこで、第2子以降からのお祝い金の対象になるような御高配を御検討いただきたいものでございます。御所見をお伺いします。

また、保育児童の保育料におきましては、第2子以降におきましても市行政の温かい配慮のもとで保育料の負担軽減も措置されております。ありがたいことでございます。また、放課後児童クラブの保育料の負担におきましても、同様に第2子以降におきましても負担軽減が配慮されている次第でございます。

ところが、市内小・中学校の給食費におきましては、1家庭2人以上の子供の給食費におきましては、本当に残念でございますが、助成措置は全く配慮されておられません。ともかく子供は、地域はもとより社会全体の本当に大切な宝でございます。多くの子供たちの声が聞こえてまいりますと、私たち大人は本当に至上の喜びといたしますか、ああ、いいなど、将来も明るいなど、そういう感じで喜び合えるものでございますし、そして、安心感を与えてくれるものでございます。

子供の成長のためには、親御さんたちは多分、私たちも同じですけれども、身を惜しまず、万難を排して子供の育成のためにやっといこうという市民共通の願いは強く横たわっておるものと確信いたします。子供を育てやすい環境を今こそしっかり形成し、安心されてお産みいただき、市民全体で育ていける支援策の強化を図ることが本当に喫緊の課題であろうと考えております。

どうか第2子以降に対します学校給食費助成を御検討いただきたいわけですが、助成のもしもそういった試算をされる時、いろんな角度から、財政上から見てもどうかということ、助成試算例示を含めながら、教育委員会の前向きな御答弁をお願い申し上げます。質問を一応前段は終わらせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

高野市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（高野道生君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、野田議員さんの危機的人口減少に、超最大級の政策展開をとの御質問にお答えをいたします。

まず1点目の人口減少歯どめ策に対する行政の投入力、統括的集約、対応期間等を含めた戦略的基本姿勢を問うについてでございます。

御案内のとおり、我が国全体の人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への過度な人口集中を是正し、将来にわたり、活力ある日本社会の維持を目指して、国と地方を挙げて、まち・ひと・しごとの創生の取り組みが進んでおります。

本市でも、平成27年10月に、みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。毎年度、産学官金労言の代表者から成るまち・ひと・しごと創生会議において検証作業を実施し、重要業績評価指標の分析や総合戦略の進捗状況の把握を行うことで、次年度以降の施策の改善につなげながら、総合戦略に掲げる目標の実現に向け、全市を挙げて取り組みを推進しているところでございます。

総合戦略において、新婚・子育て世帯の家賃補助による若い世代の転入促進や転出の抑制、活用可能な空き家対策としての空き家バンク事業を初めとした住宅対策による移住を促進するとともに、子ども医療費の拡充や保育料の軽減、第3子以降出産祝金制度等により、子供を安心して産み育てられる環境づくりを推進し、人口減少対策に積極的に取り組んでいるところでございます。

総合戦略の計画年度は平成31年度までとなっており、目標に向けて全市を挙げて地方創生に取り組んでおりますが、特に人口対策につきましては、一朝一夕に成果を挙げられるものではないと認識しておりますことから、毎年度の事業検証を経て、必要な制度改革を施し、本市の地方創生の取り組みを進めてまいり所存でございます。

次に、2点目の市民総ぐるみの総括的で揺るぎない施策展開のために根幹となる基本条例の制定をについてでございます。

御提言いただきました、みやま市人口動態の安定化に資する基本条例につきましては、本市の人口減少がもたらす影響の重大性に鑑み、人口減少対策としての基本理念を定め、また、行政や市民等との役割分担を明確にし、本市の地域特性に応じた人口減少対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものであり、地方創生の根幹を形成する大変意義深いものと感じているところでございます。

本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間は平成31年度までとなっており、今後は平成32年度以降の新たな地方創生の目標を掲げた取り組みを推進していく必要がございます。御提言の条例制定につきましては、今後の総合戦略の目標実現に向けた取り組みの推進に、より効果的なものとなるよう検討させていただきたいと考えております。

次に、3点目の柔軟で総括的な機能が発揮される対策本部を設置し、最優先的に取り組める特別予算枠の設定についてでございますが、本市では、庁内各部局による、組織横断的に構成する、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、地方創生に関する各施策を推進しております。その創生本部を御提言いただいております対策本部と位置づけ、より柔軟で総括的な機能が発揮されるよう、組織の充実・強化を図っていきたいと考えております。

また、特別予算枠の設定でございますが、本市の予算編成につきましては、平成27年度当初予算から、あらかじめ各部課に一定の予算枠を配分し、その範囲内で予算編成を行う枠配分方式を採用し、限られた財源の効果的、効率的な配分に努めております。そして、まち・ひと・しごと創生総合戦略関係予算などの政策的な経費につきましては枠配分から外し、各課からの要求に柔軟に対応しているところでございます。

特別予算枠の設定は、人口減少対策についての事業要求を全庁的に促すという意味で非常に有効だと思われまますので、十分に検討させていただきたいと考えております。

次に、4点目の緊急対象関連の諸事業をいま一度検証し、早急なる支援の強化についてでございます。

本市における人口減少に対する主な取り組みとしまして、まず、結婚を望む若者の出会いの場を創出するために、大牟田・柳川・みやま結婚サポートセンターを運営しております。これまで男性10人、女性2人のみやま市民が婚約・成婚に至っていますが、今後は、より出会いの場を創出するために婚活イベント等の充実を図っていきたいと考えております。

次に、第3子以降出産祝金事業により、平成29年度は52世帯に100千円の祝い金を助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図りました。また、新婚・子育て世帯家賃補助事業では、子育て世帯に19件、新婚世帯に67件の家賃補助を行い、若い世代の転入促進や転出の抑制に努めました。両事業とも年々増加傾向にあり、一定の効果があらわれているものと思われまます。

転入者通勤定期利用支援事業につきましては、平成29年度は6件の申請と少なかったため、今後は市外者に向けたさらなるPRが必要だと考えております。

そのほか、中学3年生までの医療費の助成や保育料の保護者負担軽減なども子育て環境支援の重要な取り組みの一つであり、今後も推進していきたいと考えております。

今年度、市内企業の人材確保のため、みやま市企業紹介冊子を作成する予定でございます。発行に向け、現在、アンケート調査などの準備を進めています。若者を初め、市内各企業への就職促進等に活用していきたいと考えております。

地方創生総合戦略における重要業績指標においても、社会増減数のマイナス幅の抑制に向け、移住者を増加させ、転出者を抑制する施策を今後とも継続して行っていく所存でございます。特に、補助事業の申請が少ないものに関しましては、PRの取り組みを初め、より利用しやすい制度となるよう、必要に応じて見直しを図りながら実施してまいりたいと考えております。

次に、5点目の流動人口と関係人口の増加推進を図るとともに、定住化への誘導についてでございます。

九州オルレみやま・清水山コースを初め、観光事業の取り組みにより、交流人口は年々増加傾向にあります。また、ふるさと納税寄附金も増加傾向であるように、本市との関係人口も増加してきているものと考えられます。

今後も、シティプロモーション戦略により、本市の魅力を効果的に情報発信しながら、交流人口及び関係人口の増加を図り、将来的な移住・定住の促進につながるよう努めてまいりたいと考えます。

次に、6点目の第2子以降からの出産祝い金拡充並びに学校給食費の助成についてでございますが、平成27年4月から実施している事業であります第3子以降出産祝金事業につきましては、平成27年度が46件、平成28年度が48件、平成29年度が52件と、年々増加傾向にあります。

平成27年度の総合戦略策定時に実施した市民アンケート調査によりますと、理想の子供数について3人と回答した割合が43.2%と最も高くなっていますが、現実の子供数を3人と回答した割合は20.8%にとどまっている結果でございました。

本市といたしましては、今後とも第3子以降の世帯に100千円の祝い金を助成することで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、若い世代の出産に係る希望をかなえる施策を展開してまいりる所存でございます。

御指摘の第2子以降からの出産祝い金交付につきましては、理想とする数の子供を持たな

い・持てない理由のアンケート調査結果によりますと、教育費等の家計への負担など経済的な理由以外にも、さまざまな要因があるため、出産祝い金の交付対象を第2子以降にするかにつきましては、市の財政負担とあわせて慎重に議論していく必要があると思われまます。引き続き本市における出生状況等に注視しながら、出産祝金交付事業の改善につきまして検討してまいります。

人口減少に対する取り組みは、本市における最重要課題の一つであります。今後も、まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標実現に向け、積極的に取り組んでまいりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

続きまして、井上教育長職務代理者お願ひします。

**○教育長職務代理者（井上正明君）（登壇）**

おはようございます。続きまして、教育部局に関する部分につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

6点目の第2子以降からの出産祝い金拡充並びに学校給食費の助成についてのうち、第2子以降に対します学校給食費の助成についてでございますが、まず、みやま市の現在の学校給食費、食材費は小学生1人当たり月額4千円、年額11カ月分で44千円でございます。また、中学生では月額4,900円、年額53,900円となっております。

仮に小・中学生全員の給食費を無償にした場合の経費につきまして、今年5月1日現在の児童・生徒数2,671名で試算いたしますと、年間約126,000千円が必要となっております。

また、第2子以降の児童・生徒でございますが、ここで申し上げます第2子とは、小学校1年生から中学校3年生までの間に同時に在籍する兄弟姉妹のうち2番目以降の児童・生徒でございます。この第2子以降の数は現在の児童・生徒数の約36.3%と想定され、このうち、就学援助費として給食費を補助している児童・生徒数を差し引いた約890人となります。この数字をもとに試算いたしますと、第2子以降を全額補助した場合、約42,000千円、また、半額補助するとその半分の21,000千円、さらに、3分の1の補助といたしますと約14,000千円が必要になると考えられます。

次に、県内自治体の学校給食費への助成の状況でございます。

平成29年度調査では、18の市町村において何らかの形で助成がなされております。

全児童・生徒を対象としているのは15の自治体で、助成額は、月額100円から500円が最も

多い8自治体、月額1千円から1,200円が2つの自治体でございます。その他、牛乳とジャム合わせて1食10円、牛乳1本に対して12円を助成しているケースもございます。また、第3子以降の児童・生徒に対し全額補助しているのが3自治体でございます。それぞれの自治体において、その内容はさまざまでございます。

本市にとりましても、さまざまな形での助成も考えられる中、給食費への助成が実現すれば、議員御指摘のとおり、人口流出の歯どめ策としては一定の効果が期待できるものと考えております。

しかし、給食費への助成は単年度で終わるような施策ではございません。今後、交付税が年々削減される中で、長期にわたり先ほど試算額を申し上げましたような財政負担が伴いますので、教育委員会としては、市長部局と十分に協議、検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

7番野田力君。

**○7番（野田 力君）**

まず第1番目でございますけれども、戦略の基本的な状況でございます。それにつきましては、財政力の投入力とか、それから、政策の集約性とか、そういうようなやつをあえて私は申し上げて質問しておるわけでございますが、それに対して、なるほどな、その基本戦略は力があるなど、やっぱり意気込みがあるなどという感じがいたしません、そういったことが感じられません。何か答弁が極めて役所的な答弁でございまして、それは、実態がそういった本当に前向きにやっているかなというやつをやっぱり我々が感じられないからと思います。

もう少しこれにつきましては今後の課題でございますから、よく再度考えていただいて、もう人口減少が来たら、交付税の減額とかなんとかじゃないんですよ、なくなっていくんですよ。今、行政サービスを受けてあるやつがだんだん残った者が負担していくわけですよ。とにかく人口減少というやつは歯を食いしばって歯どめ策をせんといかん。これまでと同じようなことでは多分、平成31年度に総括されると思いますけれども、なかなかできませんでしたと。そういうことじゃ、もう許されませんよ。なるほどな、それだけ万策をやったかと、それでも尽きたときは、市民の皆さんも議会の皆さんも、なるほど、そこまでやってくれたならばそうだなと、我々もまだ応援不足やったなとかいうことになると思いますけれども、

このままでは尻すぼみと思いますよ。

そういうことでございますので、これについては市長職務代理者のほうからあえて答弁を求めませんけれども、もう一度しっかり腹構えを据えて、なるほどな、これにも最優先的に取り組んでおるなど。そして、期限も来ますから、緊急なやつは、どんどん過ぎ去ったら後でどんなにしようと思ってもされないんですよ。結婚は、おくれてからされるはずがないでしょう、子供もそうでしょう。だから喫緊なんですよ。第1問目にはそういうことで申し上げておきたいと思っております。

それから、まち・ひと・しごと創生のことで今申し上げておりますけれども、これは法律もちゃんと制定されています。政策の中で、総合版の中では法律の制定のことを何も書いてありませんよ。本当は法律の第4条の中に、ちゃんと明確に地方公共団体の責任もはっきりしております。そして、国民の皆様の努力義務もちゃんと明確にされていますよ。事業者もそうですよ。もう日本を挙げてですよ。市のほうは何か今までの政策をして、それをしっかりやっております、しっかりやっておりますと見えないんですよ。そういうことですから、これは条例を早くつくって、平成32年度から検討しますということでありましてけれども、これこそ喫緊の課題ですから、やってみてやれないことはないと思いますよ。

全国の中で、多分1カ所か2カ所、条例を制定してやっているところがあります。さすがなと思いますよ。国もそうですよ。国ももちろん法律は定めておりますけれども、いろんな責任を明確にしております。そして、対策本部もちゃんと設けておるんですよ。そして、莫大な予算も組んでいるんですよ。多分使い切れていないと思いますよ、こういうことじゃ。やっぱり条例をしっかりとつくって、条例をつくるということは、市長は一生懸命やるということは言われますけれども、それはあくまで市長の市民に対する協力義務なんですよ。条例は制度ですから、市長がやるやつよりも、もっと次元の高いよりどころでございます、御承知のとおりでございます。そういったやつを申すまでもないと思いますが、条例をつくることと、それに基づいて対策本部をつくるということは、本当にやっていることが見えるわけですよ。多分これから先はそこいらが論議されてくると思いますけれども、ぜひもうちょっと前向きに、平成32年度からと言えば喫緊の課題は流れていきますよ。

そういうことですから、市長職務代理者としてそこいらの点を踏まえて決意を申し込みたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

高野市長職務代理者副市長。

**○市長職務代理者副市長（高野道生君）**

貴重な御提言ありがとうございました。私もそう思っております、条例制定については決して絵に描いた餅にならないように、各市民、行政、団体それぞれでみんな役割分担を明確化した形でぜひ条例制定については検討していきたいと思っております。検討しますでございます、早急に。

**○議長（牛嶋利三君）**

7番野田力君。

**○7番（野田 力君）**

やっぱりさすがですね。西原市長も即座に答弁されておりましたが、高野市長職務代理者におきましてもその流れをくんで、すぐ検討しますということでございます。ありがたいことでございます。ぜひやってくださいね。そうすると、みやまが全国で注目されますよ。そして、やろうじゃありませんか。やらないと後悔しますよ。そういうことです、よろしく願いしておきます。

それから、予算制定はもう申しません。

それから、関係人口につきましても、これは最近よく叫ばれておりますけれども、最後は人口が減っていても残った者がやっぱり支えておることが一番最後は大切かと思っておりますので、そりけん、縁故者の方、ふるさと創生でみやまを応援されている方に対して、そういった市民の皆様と関係をつくっていただいたら、何かあったときは本当に助かるかと思っております。最後のとりでと思っておりますので、関係人口の取り組みと、それから、増加を図っていただくようお願いしておきたいと思っております。

それから、6番目のことでございますけれども、合計特殊出生率がこのダイジェスト版に書いてありますよね。そして、現在が1.25ですか、7年後は1.8を目指されております。さらには2.何ぼまで目指されております。

ここでちょっと聞きますけれども、1.8を目指されて、7年後はそういうことに達成するように頑張られると思いますけれども、大体子供数を今までよりもどれくらいふやすことが1.8になるのか、そこいらの概算を教えてくださいませんか。

**○議長（牛嶋利三君）**

堤企画振興課長。



○企画振興課長（堤 則勝君）

1.8にするための概算ですけれども、現段階で子供の数の計算をしていませんので、計算をして後ほど御答弁をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしいでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

7 番野田力君。

○7 番（野田 力君）

普通は1.8を目標を立てたら、どれくらい年間ふやしていかなくちやいかんかというやつは当然な常識の取り組みでございしますが、ないようでしたら、後でよく計算をして出していきたいと思っております。

私のほうから、概数ですけれども、大体210名から220名今産まれております。1.8を目標にしたら100名以上ふやさなくちやいかんですよ、できるですか。そして、その次は2. 何ぼと書いてありますよね。絵に描いた餅ですよ。今減ってきよっですよ。それを今度はまた7年後は300台に持っていくと、どんなして持っていくんですか。それは気持ちはいいと思えますよ。ところが、なら一生懸命やりますと。そしたら、その政策のためにいろんな手だてが要るわけですよ。そうすれば、今さっき申し上げました人口の産まれておる区分を見ると、第1子は余り減っておりません、第2子以降が減っておるんですよ。前は第1子よりも第2子が多かったんですよ。統計上、これは市執行部の方から資料をいただいたんですけれども、前は第1子よりも第2子が多いということは、前の人たちが産んでおるわけですたいね。ところが、今は全部減っているんですよ。今さっき申し上げましたように、第2子以降全体が減っているんですよ。そういう中で100名ふやすというわけですよ。それは相当しっかりやらなくちやいかんと思えますよ。

そこいらはもう申し上げましたからくどくは言いませんけれども、出産祝い金がこれまでとまた同じようにやりますということなんですけれども、そもそも100千円を第3子以降にはあげてあるようございしますが、その基準となったところは、どこをモデルにしてされたのか。そして、そのモデルの地域はいかがほどやったか、そこいら教えてください。

それと、第2点目、県内で調査をされたのかどうか、された上での政策を決定されておるのか、そこいらを教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

堤企画振興課長。

○企画振興課長（堤 則勝君）

お答えいたします。

第3子以降の出産祝い金の件なんですけれども、県内のほうは調査をさせていただきました。福岡県内では11市町村が第3子以降出産祝い金の助成をしているような状況でございます。近隣でいきますと、みやま市のほかに筑後市、八女市のほうでそういった制度を実施しているところです。

筑後市においては、みやま市と同じように第3子以降が100千円、八女市においては第1子から助成金を支給しているところです。第1子が50千円、第2子が80千円、第3子以降が100千円というような状況でございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

7番野田力君。

○7番（野田 力君）

最初に申し上げました、最初制度をつくったとき、平成27年度ですよ。それはどこをモデルにして、どういったところを参考にされたのか、そして、その内容を説明してくださいと申し上げましたでしょう。

○議長（牛嶋利三君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

お答えいたします。

モデルというのは、どこをモデルにしたということはございません。今、地方創生の総合戦略をつくるに当たってアンケートをとった中で、やはり子供は3人欲しいという希望がある中で、なかなか3人産めないというふうな現状がそこで把握できたものですから、まずはそこをある一定の助成をして高めることができればということで制度を創出したところがございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

7番野田力君。

○7番（野田 力君）

私が執行部の皆さんに聞いたときは、これをつくったときは南関町から情報を得ましたということを知っています。南関町はもっと手厚いんですよ。それを参考にして予算編成を組んだということを知っていました。びっくりしますよ、南関町は。

それから、県内の調査をされたということですが、これにつきましても、ある市ではもっと手厚いんですよ。いや、手厚いのがいいかどうかわかりませんが、やっぱりこんなに子供が少なくなったら、何とかして、これにかわるような後の方策があれば私はいいんです。多分余りないと思いますよ。ないなら、ここに力を入れて、必ずしも100千円ということはいけません。やっぱりなるほどな、お祝いして、そして、金をやるからお祝いじゃないんですよ。やっぱり市全体が本当に誕生をお祝い申し上げますということで心を込めて、そして、みんなから支えてもらうんだということ、第2子、第3子ということ頑張っていていただくような気持ちで支えていただければ、それは金は生きますよ。

その政策をどこがやっているかといったら企画振興課なんですよ、祝い金は。私は子ども子育て課やろうと思っていました。なぜならば、ワンストップでサービスをやっていくのが行政の基本方針ですから、子供を育てるところはそこに所管を持っていかなくちゃいかんかなと思ってはいますが、今のところは企画振興課ですよ。企画振興課でそういった子供の奨励というか、本当に心を込めた奨励というやつは、なかなかされないと思いますよ。そこいらもまた、組織も再検討していただかなければならないかと思ってはいます。

もう時間もないようですが、そういったことで、一つ一つ詰めてまいりたいと思いますが、本当手ぬるいんですよ。結婚サポートセンターもそうなんですよ。もう何年やっていますか。年に2組か3組ぐらいで、物すごいおりますよ。私は農家の出身ですから、大体回りまわしたら、ほとんどおられますよ、結婚しておらん者のおるち、これが一番頭の痛かたんと。農業政策の中で担い手育成とか何か一生懸命やりますけれども、結婚しなくて何が担い手ですか。だから、それこそ条例をつくってみんなでお世話しよう、昔はおられましたから、今でもおられますよ、そんなやつが見えないんですよ。本当、一回統計をとりましたけれども、みやま市で農家だけでも大体300人ぐらいおりますよ。たった二、三組、そして、サラリーマンでしょう。サラリーマンもいいです、農家は全然解消していませんよ。

そういうことですからね、ならどんなふうにしたらいいですかということは以前申し上げましたんですけれども、女性の方が大体五、六年前の意識では、都会におる人たちも、大企業が倒産したりするから、私はそういった大企業のサラリーマンにということは今思

いませんと。そして、地方で自然と一緒にして、そして、収入も7割か8割ぐらいでもいいからということで、地方指向やったんですよ。だから、その中で地方指向を捉えたところもあります、島根とか鳥取とかですね。そして、そういった若い者が入ってきておるんですよ。

それはなぜかという、そこにはやっぱり世話人がおるんですよ。農家に来るときは、やっぱり誰でも不安ですからね。ところが、今は農家もいろいろと近代化されて、重労働もほとんど解放されたような状況でございます。収入もある程度知恵を絞れば他産業並みの収益も上げると。そして、楽しい時間もつくろうと思えばつくれるような状況でございますから、そういった話をサポートする人がいっぱいおられると思いますよ、市のほうからお願いしていけばいっぱいおられると思いますよ。それがいいんですよ。ただ結婚サポートセンターを設置しておる、なら統計上どれぐらいかと、もうびっくりするでしょう。それが全体的な流れでございます。しっかりやっていただきたいなど、本腰入れてですよ、本腰入れて。

そのためには、やっぱり対策本部をつくって、例えば、市長のもとで絶対権限を持ったところで采配すると、予算も枠を設けてやると。国がそうでしょう、創生本部の特別枠をつくるわけでしょう。だから各省庁がばっと食いついていくわけですよ。それで、そこでやるわけですよ。全国に流れるわけですよ。市もそうなんですよ、各課でばらばらにしとったっちゃ、それはその調整はなかなかとれませんよ、そういう仕組みをつくっていませんから。ぜひやってもらいたいと思っております。

それから、教育の関係でございますけれども、私は教育ほどしっかり力を入れてあるなど思っているも称赞しております。それは、学力だけじゃなくて、子供たちが本当に元気に育っております。そして、学力は全国平均よりも上、福岡県よりも上、そして、やっぱり注目されております。という関係者から注目されています。皆さんからは余り注目されていません、それはPR不足だろうと思っております。

そういう中で、お母さんたちが子供たちを学校に送るとき、給食費はどうやろうかと心配されないような助成措置をぜひ配慮していただきたいと。今御説明されたように、そう大きい金じゃないと思いますよ。財政当局は、ことしは黒字が6億円とか何か言っておりましたから、そういうことですから、ぜひこの福岡県の中のトップクラスでありますみやま市の教育の里には、教育の一環としてぜひ学校給食費も支援していただくようによろしくお願ひしたいと思っておりますが、再度、市長の伺いじゃなくて、教育長職務代理者である井上先

生のほうから、しっかりした自分の決意でございます。本当なのかどうなのか、そこいらを本音の話をしていただきたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

井上教育長職務代理者。

○教育長職務代理者（井上正明君）

まず、どういうふうに伝えていかどうかわかりませんが、野田議員さんのみやま市の人口減少に対する危機感というのは十分伝えていただいたというふうに思っておりますので、やっていきたいというふうに考えております。

○議長（牛嶋利三君）

7番野田力君。

○7番（野田 力君）

何か小さい声でございましたけれども、やっていきたいという決意は含まれておったようでございますので、しっかり私も受けとめておきたいと思っております。頑張ってくださいようよろしくお願いいたします。

以上、これで終わります。

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと皆さん方にお諮りをいたしますが、今、野田議員のほうにトップバッターということで質問いただいております。引き続き川口議員のほうからの一般質問ということで進めてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

特におトイレとか行かれる方は、それぞれで御利用いただきますようお願いしておきたいと思えます。

それでは、続きまして、11番川口正宏君、一般質問を行ってください。

○11番（川口正宏君）（登壇）

皆さん、改めましておはようございます。議席番号11番、川口正宏でございます。議長より御指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

それでは最初に、市内の小・中学校の統廃合と、教育方針についてお尋ねいたします。

まず最初に、小・中学校の統廃合については、現在、みやま市においては少子・高齢化が

進み、市内小・中学校の統廃合が進められておりますが、その進捗状況についてお尋ねいたします。

小学校の統廃合につきましては、平成21年7月に少子化が進み、次年度から2つの小学校で複式学級が始まるということで、みやま市市立学校規模適正化検討委員会が設置され、市内における小・中学校の適正規模、適正配置の検討が諮問されました。

小学校15校を5校に、中学校4校を3校に、そういう答申が出されました。内容としては、第1段階として、複式学級を解消するために、飯江小学校を含む第1グループの桜舞館小学校が平成27年度に開校され、やっと第2グループの本郷小学校、上庄小学校、下庄小学校の3校統合協議会が最近始まったところでございます。適正規模、適正配置の小・中学校の編成は喫緊の課題です。

そこで、次の3点についてお答えください。

初めに、小・中学校の統廃合計画についてお尋ねいたします。

現在の統廃合計画の中では、この次の3番目が江ノ浦、開校区の統合で、4番目が水上小学校と清水小学校の統廃合となっています。このままいけば、開小学校では3年後には複式学級になるおそれがあります。複式学級になる前に統廃合はできないでしょうか。また、水上小学校と清水小学校の統廃合は、東山中学校が瀬高中学校と統合し、東山中学校の跡地に開校される計画となっております。瀬高中学校での受け入れ体制は検討されているのでしょうか。

次に、今年度から正規科目として道徳教育が取り入れられます。皆さんも御存じのように、毎日のように思いもつかないような凶悪な事件が朝から報道されておりますが、その大きな原因は道徳教育を今までおろそかにしてきたからです。現在までの学校教育は、詰め込み主義や偏差値教育で進学のための受験教育に偏り、他人への思いやりの心や共生についての心の教育ができていないため、自己中心主義が広がっており、今、一番大切なのは心の教育だと思います。現在、学校で能力を高く評価された人たちが、大人になって恥ずべきことを平然と行っています。それを改革していくためには初等教育が大切で、子供たち一人一人が生まれながらに持っている倫理力を引き出して育てることが大切です。

文科省もやっと道徳教育の重要性がわかり、今年度から正規の教科として取り入れたのですが、道徳教育は家庭と学校が一緒になり、人間としての心の持ち方や思いやりの心、人を尊敬する心、人と共生する心を培う時間です。最近の荒廃した社会を立て直すのは子供たち

です。この未来を託す子供たちに我も人もの幸せな社会をつくるために、すばらしい道徳教育をしていただきたいと思います。

次に、子供たちのクラブ活動についてですが、クラブ活動については、中学校ではスポーツや文化の正規のクラブ活動があります。しかし、小学校では任意で各クラブ活動の活動をしております。その各クラブ活動への市としての考え方や対応はどうしているか、具体的にお答えください。

**○議長（牛嶋利三君）**

井上教育長職務代理者。

**○教育長職務代理者（井上正明君）（登壇）**

川口議員さんの小・中学校の統廃合と、教育方針についてという御質問でございますが、1点目の小学校の統合計画についてでございます。

平成23年度に策定をいたしました、みやま市立小中学校再編計画における統合校の開校時期につきましては、平成25年11月に見直しを行っております。計画の第1グループについては、統合校の開校を平成28年4月とすることとし、桜舞館小学校を開校しましたことにつきましては、御存じのことだと思っております。次に、第2グループの下庄、本郷、上庄小学校の統合については、平成32年4月の開校を目指し、3校統合協議会において、現在協議をしているところでございます。その次の小学校の統合につきましては、第4グループの水上小と清水小となりますが、統合校は現東山中学校校舎を利用する計画でございます。時期は瀬高中学校と東山中学校の統合後であり、施設につきましては、東山中学校の施設を小学校用に整備し継続使用することと考えております。

なお、今後につきましては、児童・生徒数の大きな変動があったとき、あるいは国の制度改正等があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行う必要があると考えておりますが、現時点におきましては計画どおりに進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の道徳教育についてでございます。

平成27年3月27日に学校教育法施行規則が改正され、これまでの「道徳」を「特別の教科 道徳」とされました。今回の改正は、いじめ問題への対応や、発達の段階をより踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどが示されております。

道徳教育は、人が一生を通じて追及すべき人格形成の根幹にかかわるものであり、同時に

民主的な国家・社会の持続的発展を根底で支えるものでもあります。また、急速なグローバル社会の一層の発展や人口知能の進化など、これからの予測困難な時代において、さまざまな課題に対応していくためには、社会を構成する主体である一人一人が高い倫理観を持ち、人としての生き方や社会のあり方について多様な価値観の存在を認識しつつ、みずから感じ、考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を目指す資質・能力を備えることがこれまで以上に重要であります。

教育委員会としましては、本市の子供たちに培っていかうとする力の一つの柱に、人のかかわりの中で、自他ともによりよい生活を行おうとする能力・態度の育成を掲げ、豊かな人間性の醸成に努めてまいります。今回の改正の趣旨等を踏まえながら、各学校で作成しております道徳教育の全体計画をもとに、道徳科の授業を計画的、発展的に行うとともに、道徳的な課題を一人一人の児童・生徒が自分自身の問題と捉え、向き合っ考えたり、議論したりするような道徳科の学習ができるように、指導方法の工夫を進めていきます。

また、子供たちの豊かな人間性の醸成は学校のみでなし得るものではございませんので、家庭や地域との連携も進めております。例えば、みやま市があいさつ日本一宣言を行っていることから、家庭や地域とともに挨拶に取り組んでいるところでございます。挨拶により、礼儀正しく真心を持って人と接することができるようになり、友達や家族、地域の方々と心を通わせてお互いを大切に作る心、ふるさとみやまを愛する心が育つと考えております。

そのほかにも、学習参観で道徳科の授業を公開したり、地域学習や地域教材の開発などに家庭や地域の方々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域との共通理解を深め、相互の連携をさらに図ってまいります。

次に、3点目の子供たちのクラブ活動についてでございますが、議員も御承知のとおり、市内には小学生を対象とした、さまざまなスポーツクラブがあります。

教育委員会としましては、スポーツを通じた青少年の健全育成、また、スポーツ振興の観点からも、少年スポーツクラブの運営、活動に対する支援につきましては、積極的に行っているところでございます。

具体的には、少年スポーツクラブ44団体に対しまして補助金を交付し、クラブの運営支援を行っております。あわせまして、市内の体育館やグラウンドの使用につきましても、使用料の免除を行うことで、活動を促進する環境を整えているところでございます。

また、少年スポーツクラブの部員や指導者、保護者を対象とした研修会を毎年行っており



ます。本年度につきましては、6月にモチベーションの上げ方というテーマでの講演と、スポーツ障害予防のためのストレッチや体幹エクササイズの実技研修を実施いたしました。約200名の参加者からは大変好評をいただいているところでございます。

今後も引き続き、少年スポーツクラブの活動に対しましては、積極的に支援を行ってまいり所存でございます。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

11番川口正宏君。

**○11番（川口正宏君）**

すばらしい答弁をしていただきまして、ありがとうございました。

学校統合のことでお尋ねしますけれども、このまま、統合が当初の計画から少しずれてきておりますけれども、先ほども言いましたように、開小学校があと3年後だったですかね、複式学級になる可能性があるんですよ。どうしてもその前に統合していただければと思うんですけども、その辺いかがお考えでしょうか。

**○議長（牛嶋利三君）**

野田教育部長。

**○教育部長（野田圭一郎君）**

ただいま川口議員さんから開小学校の状況をお話しいただきましたけれども、当然、私も数年後の児童・生徒数は十分つかんでいるところでございます。

この学校統合の大きな目標の一つとして、そういった児童・生徒が少ない部分での複式学級を解消するというのが一つの大きな目標となっているところでございます。そういったことから、当初、早い段階での統合については、そういったところを解消するというので、それが山川南部小学校を中心とした計画ということで立てておったわけでございます。

現在は、時期は明確にはしていませんけれども、計画どおりの順番ということで進んでおりますけれども、先ほど申し上げましたように、やはり児童・生徒の極端な減少、そういった部分が見えてきた中では、そういったところも考慮しながら、今後そういった時期、また、今現在出している計画につきましては地域の皆様のほうにもお示しをしているわけでございますので、当然、当該の開、江ノ浦、そういった地域はもちろんでございますけれども、ほかの校区にも順番もお示ししておるわけでございますから、十分御説明をして御理解をいた

だきながら進めるということで、今後、そういった部分についての検討をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

11番川口正宏君。

**○11番（川口正宏君）**

再編計画を立てられるとき、計画の中で、平成23年度から平成32年度までの10年間の前提とし、前期と後期に分けて実施しますとあります。前期は平成23年度から平成27年度で、緊急課題である複式学級を有する学校を対象に取り組みます、そういうことで計画が組まれておりますけれども、今の流れを見てみますと、結局、当初の計画からいくと大分ずれがあるみたいですね。

それで、先ほども申しましたように、開小学校がもう3年ぐらいで複式学級になる予定ですが、その前に、今、下庄、本郷、上庄の統合が進められておりますけれども、その次が江ノ浦、開になっておりますね。それで、下庄、本郷、上庄の場合は統合時期は平成31年度の前ですかね。それから準備していけば、複式学級になる前に統合が可能かどうか御答弁いただきます。

**○議長（牛嶋利三君）**

野田教育部長。

**○教育部長（野田圭一郎君）**

今、川口議員さん、江ノ浦、開ということで順番を申し上げられたんでございますけれども、今の計画としましては、今現在、下庄、本郷、上庄の統合協議会を行っております。その次につきましては、まず瀬高中学校、東山中学校が次でございます。そして、中学校が完了した後、東山中学校の校舎を使って清水小学校、水上小学校を統合というふうな順番になっておりまして、開、江ノ浦、それから、二川、岩田ということで、4校統合という形が一番最後の現在の計画となっております。

そういったことから、開、江ノ浦等につきましては、現在のところ、一番最後の統合予定となっております。そういったところを含めまして、これからまた十分に地元の意見等をお伺いしながら、そういったところの計画変更が必要な部分等については協議をしてみたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

11番川口正宏君。

○11番（川口正宏君）

私の勘違いだったと思いますけれども、当初計画は開、江ノ浦の後に二川、岩田という計画じゃなかったですかね。

○議長（牛嶋利三君）

野田教育部長。

○教育部長（野田圭一郎君）

答申の中では、開、江ノ浦、それから、その後に、開、江ノ浦を含めた岩田、二川というふうになっていたと思いますけれども、江ノ浦、開につきましては、やはり同じ子供たちが何回も統合をするようなことはできないだろうということで、最終的には4校一緒に統合するというので計画は作成したというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

11番川口正宏君。

○11番（川口正宏君）

それでは、道德教育の取り入れ方についてお尋ねいたしますけれども、やっことことしの4月から道德教育を正規科目として採用していただきました。やっぱり世の中は倫理のわかった、道德のちゃんとしかった子供たちが成長して行って大人になるのが基本だと思います。

ただ、今の社会を見てみると、先ほども申しましたように、大学とかそういうところで物すごく成績のよかった人が官僚とかいろいろな大臣とかになっておりますけれども、やっぱり心の政治ができていないし、官僚の方についても、とにかく今ニュースとかそういうのを見ておれば、ちょっと恥ずかしいような感じをするわけですね。それで、やっぱり子供のときからぴしゃっとした道德教育をしていただいて、すばらしい社会人となって、とにかく明るく心の通う社会をつくっていただきたいと念じているところです。

そういう中で、今の小学校の道德教育の重点目標といいますか、教育方針について少しお話をいただきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

野田教育部長。

○教育部長（野田圭一郎君）

この件につきましては、屋形指導室長のほうからお答えをさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

屋形指導室長。

○指導室長（屋形朋子君）

小学校の道徳教育の方針についてのお尋ねかと思えます。

道徳教育については、先ほど川口議員がおっしゃいましたように、本年度から小学校で「特別の教科 道徳」ということで改正をされました。来年度から中学校のほうに入っています。

小学校におきましても中学校におきましても、道徳の時間のみで道徳性を養うことはできないと思っております。道徳科の授業の中では、週に1時間しかございません。ですから、その時間をかなめとして、学校の教育活動全体で道徳教育を行うということになっております。したがって、日常の子供たちの体験活動なども生かしながら、対立する意見がありましたとしても、多様な価値観があるというようなことで、子供たちが考え、議論するような場も設定しながら、子供たちが考えずにこの価値が大事だなというような一方的な考えにとどまらないように指導方法の改善を行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

11番川口正宏君。

○11番（川口正宏君）

ありがとうございました。今の社会で一番重要なのは、やっぱり道徳だと思うんですよ。やっぱり社会、世の中を——今、本当にスポーツにしても朝から、スポーツ選手が何でああいうことをするのかですね。私が一番びっくりしたのは、バスケットの選手だったですかね、アジア大会に行って、ユニフォームを着てそういうことをやったとか、いろいろなスポーツ関係者の間のニュースが飛び交っているんですけども、これもやっぱり小さいころからの道徳教育、人間の倫理がよく心の中に入っていなかったからだと思うんですよ。それで、何かの本に書いてありますけれども、とにかく6年生からずっと順を追って教えていかにやい

かんということを書いてあったんですけれども、まさにそのとおりだと思いますので、学校教育のほうで道徳の時間を大切に、重要に使っていただきたいと思います。

それでは、2問目に入らせてもらいます。

○議長（牛嶋利三君）

11番川口正宏君。

○11番（川口正宏君）（登壇）

それでは、2問目の有害鳥獣被害対策について質問させていただきます。

現在、我が市に限らず、中山間地においてはイノシシの被害が大きな社会問題となっております。イノシシの被害が出始めて、もう20年以上になります。最近では中山間地だけでなく、人家の庭や道路にまで出没しており、タケノコ、ミカン、栗、また、スイカやウリ、カボチャなどの農作物だけでなく、今後、人畜にまで被害を及ぼすことが予測されます。

こういう状況の中で、イノシシ被害防止対策は喫緊の課題です。被害に遭っている方たちは、電気さくやわなを張って防御したり、箱わなを使って捕獲していますが、イノシシの数は一向に減らず、逆に年々増加しているそうです。被害防止対策に苦慮されていますが、こういう状況の中で、離農されている方もいらっしゃるそうです。みやま市の基幹産業である農林業の育成にも大きく影響を与えており、農家人口の減少に歯どめをかけるためにも、行政としてイノシシ被害対策を積極的に推進していくべきだと思います。

そこで、みやま市として有害鳥獣の被害撲滅対策に対する施策がどのようなになっているか質問させていただきます。

まず最初に、現在、みやま市として国や県の補助事業を含めてどのような対策をとっているのか。

2つ目に、イノシシは回遊性の動物のため、近隣の市町村との連携が重要であります。近隣市町村とのどのような対策をとっているのか。

3つ目は、捕獲したイノシシの処理をどうしているか。話を聞いたところでは、焼却場の中で焼いているとも聞いております。この処理の方法を今後どうしていくのか。

4番目、捕獲隊の中心的立場の銃器を使用する狩猟隊のメンバーは高齢化が進んでいますが、今後の後継者の育成はどう考えているか。

以上、4点について具体的にお答えください。

○議長（牛嶋利三君）

高野市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（高野道生君）（登壇）

続きまして、川口議員の有害鳥獣被害対策についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目のイノシシ被害撲滅対策についてでございますが、国の補助事業であります鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して、ワイヤーメッシュと呼ばれる侵入防止さくの設置に係る資材の無償提供を行っております。また、1頭当たりの捕獲に対して、イノシシの成獣7千円、幼獣1千円を助成される鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を活用いたしております。

市の事業といたしましては、家庭向けではLED点滅防除器具「シシバイバイ」の貸し出しを無償で行っており、農地には有害鳥獣による農作物等の被害防除用施設の設置に対する補助として、農地への侵入を防ぐ電気さくや、ワイヤーメッシュ防止さくの設置に対する補助を行っています。また、箱わなによる捕獲が中心となる被害防止対策として、現在、市内191基の箱わなを設置し、被害防止に努めているところです。

箱わなでの捕獲頭数は平成28年度で589頭、平成29年度では490頭となっております。

今後も引き続き被害防止に有効な防止策を検討してまいり所存でございます。

次に、2点目の近隣市町村との連携はについてでございますが、野生鳥獣の効果的な被害防止対策を行うために、近隣8市町と筑後農林事務所、関係JA、各地域猟友会等で組織いたします筑後地域鳥獣被害対策協議会において、野生鳥獣被害の実態把握や被害防止対策、捕獲に関する事項について、連携した取り組みを行っているところでございます。

具体的な取り組みとして、被害対策の現地研修会や、わな捕獲研修会を行っております。また、大牟田市と共同で新規の狩猟免許取得者に対して、講師を招き、設置講習会を行っております。

次に、3点目の捕獲したイノシシの処理についてでございますが、捕獲されたイノシシは職員が捕獲の確認を行った後、本市の清掃センターに搬入し焼却処分を行っております。

次に、4点目の捕獲隊の高齢化についてでございますが、実際に駆除活動いただいております猟友会は高齢化が進み、後継者も不足しているため、駆除班は減少し続けているのが実態でございます。

市としましても、捕獲効率の向上と駆除員の負担軽減を目的に、駆除したイノシシの回収と清掃センターへの搬入や、箱わな周辺の草刈りをシルバー人材センターに委託するなどの

対策を講じております。また、今年度からICTと呼ばれます、携帯電話通信により有害鳥獣の捕獲状況が監視できるシステムを3基導入いたしております。今後、効果を検証した上で、本格導入を検討してまいり所存でございます。

また、後継者育成のため、新規の狩猟免許取得者に対する健康診断書作成料や、狩猟免許試験予備講習会の受講料の補助を行っておりますが、免許取得者をふやすことは、なかなか容易ではございません。今後、猟友会の役員と後継者育成に関する会議を行う予定でございます。

駆除活動には地域の協力が欠かせないと考えておりますので、猟友会や地域と連携し、情報交換を行いながら、有害鳥獣対策を進めてまいり所存でございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

11番川口正宏君。

○11番（川口正宏君）

適切な答弁ありがとうございました。

先ほどでも答弁でありましたように、今、狩猟隊の方が実質3名しかいないということで、みんな70歳以上の高齢者だとお聞きしております。そういう中で、高齢化対策も今述べていただきましたけれども、本当に私がびっくりしたのは、ちょうど現場から、今、6匹入るとという電話をいただいて、ちょうどその日、一緒に行ったら、狩猟隊の方も見えて、とにかくこれぐらいの小さいのが1つのかごに6匹、あれを見たら、あれが全部6匹生きとったら、また6頭が6匹ずつ、六六、三十六、また36頭ふえるところだったんですよ。

そういう中で、以前もイノシシに対しては質問していたんですけども、再度させていただいておりますけれども、一つは焼却ですね。それで、狩猟してとったやつの処分が、各自で処分してもらったり、あとは、焼却場でやっているとお聞きして、今ちょうど柳川と一緒に焼却場の建設に向かって進んでいるところですけども、あそこの焼却場がなくなれば、あとはどんなふうな体制で処分については考えてありますか。

○議長（牛嶋利三君）

宮崎農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎眞一君）

川口議員さんの御質問にお答えします。

平成34年だったと思いますけれども、有明生活環境施設組合で実施しております新しい焼却場が柳川市にできることでございます。今現在、市の清掃センターで焼却処分しておりますけれども、今後も柳川にできます新焼却場でイノシシを焼却していただけるように、今現在、有明生活環境施設組合のほうと協議をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

11番川口正宏君。

○11番（川口正宏君）

なら、環境組合のほうと話して、今度は柳川のほうの焼却場になりますけど、あっちで一応検討しているということですね。その辺よろしく、あそこで焼却できるようにお願いいたします。

それと、先ほど狩猟隊の年齢の件を言いましたけれども、みやま市がそういうことで70歳以上の方がもう今、実質3名しかいらっしゃらないとお聞きしたんですけれども、八女市の場合は、50代が9名、40代が8名、70代が23名、80代が5名ですかね、そういうことで、現在70名の狩猟隊の方がいらっしゃるわけですけれども、八女市の場合は40代が8名とか50代は別に9名、37名ですか。それと、70代が45の23、68名と、八女東部と八女の流れて合計で148名の方が狩猟隊にいらっしゃるそうです。そういうことで、今、市内を見渡すと、銃砲で鳥を打ったりいろいろしてある方が見受けられんとですね、昔は時々見かけたんですけれども。

それで、今、狩猟隊に入っていない方で猟銃の免許を持ってある方は何名ぐらいいらっしゃいますか。

○議長（牛嶋利三君）

宮崎農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎眞一君）

今現在、みやま市の猟友会に入っていない方で狩猟免許、銃の免許を持ってられる方の人数は把握しておりません。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

私からですが、狩猟の免許を持つ、持たんという前に、銃器を所持すれば、そのためには



地元猟友会に会員として入らにゃいかん。だから、所持した人は全員が猟友会員ということで理解していただいていいですよ。

11番川口正宏君。

○11番（川口正宏君）

そうしたら、全部でみやま市で、瀬高が2名やったですかね。狩猟の免許を持ってある方の数を教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

宮崎農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎眞一君）

瀬高猟友会と高田猟友会が存在しますけれども、ちょっと私の手元にあるデータでございますが、猟友会の会員が53名いらっしゃいまして、そのうち、イノシシの駆除員が7名でございます。議員さんがおっしゃるとおり、イノシシの駆除員7名の平均年齢が74.3歳ということで、非常に高齢でいらっしゃいます。会員の中にも銃を所有してある方、銃の免許を持ってある方が41名おられますけれども、駆除班になられる方につきましては、おのこの猟友会の中で経験豊富な方、もしくは毎日のことですから、お勤めになられる方については、なかなか駆除班になりにくいとお聞きしますので、そういった方々も含めまして、猟友会のほうで7名を選定されているところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

11番川口正宏君。

○11番（川口正宏君）

そしたら、今のみやま市の狩猟隊になれる人というのは、大体今の数ぐらいしかできないということですかね

それと、八女市あたりは、予算なんですけれども、平成30年度の予算がイノシシ対策だけで42,900千円からあるんですけれども、みやま市の平成30年度の予算としては、イノシシ対策については幾らありますか。

○議長（牛嶋利三君）

宮崎農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎眞一君）

みやま市の有害鳥獣ですね、イノシシだけではなく鳥も含めたところの予算といたしまして、ちょっと全体予算については頭に入っていないけれども、有害鳥獣に係る猟友会への委託費といたしまして3,600千円の費用を計上いたしまして、猟友会のほうに委託しているところでございます。

また、あわせまして、ハンター保険あるいは頭数に応じた配分、とれ高に対する配分といたしまして、JAのほうからも1,500千円ほどいただいております。また、県の普及センターのほうからも200千円程度いただいております。有害鳥獣の駆除に対する対策を打っているところでございます。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

11番川口正宏君。

**○11番（川口正宏君）**

はい、わかりました。このようにイノシシの被害は大きな社会問題となっております、それも20年前からですね。それで、やっぱりそういうイノシシの被害に遭って、先ほども申しましたけど、離農する方もいらっしゃるぐらいですので、これからも、とにかくイノシシと言わず、鳥獣被害がなくなるように頑張って施策を進めていっていただきたいと思います。

きょうの質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（牛嶋利三君）**

執行部の皆さんにちょっと一言お断りしておきますけれども、何分きょうは6名の皆さんからの通告をいただいております。5時までの消化ということで、本来であれば12時15分に午前中の会議を閉じたいと思っておりましたが、引き続き質問を展開してまいりたいと思います、ちょっと遅くなるかもしれませんがね。

続きまして、10番瀬口健君、一般質問を行ってください。

**○10番（瀬口 健君）（登壇）**

こんにちは。10番議員の瀬口でございます。議長の許しを得ましたので、質問をさせていただきます。

今議会は市長が9月いっぱい退職をされるというふうに向っておりますんですが、市長、教育長不在の中での全く残念な議会となっております。それがゆえに、高野市長職務代理者及び井上教育長職務代理者におかれましては、市長、教育長がおられない中でも、しっかり

とした明確な答弁をしていただきたく、強く望むところでございます。よろしくお願いいたします。

では、1つ目に、市長のまちづくり姿勢、2つ目に、熱中症予防の文部科学省よりの通知についての2件を通告しております。

まず1つ目の市長のまちづくり姿勢については、①として、造成予定地の工業団地の進捗状況でございます。当初の計画よりおくられているというふうに感じておりますが、その理由や文化財の試掘調査の結果、造成終了の時期等についてお聞きをいたします。

②として、売却済みの元工業団地に変化が見られないということで、売却時の契約についてや、売却先とはどういう協議をしておられるか等についてお聞きをいたします。

最後に、市営住宅及び定住促進住宅の現状と今後については、空き部屋の多い原因分析や今後の対策についてお聞きをいたします。

以上、答弁をよろしくお願いいたします。時間がありませんので、簡潔にお願いをしたいと思います。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

高野市長職務代理者副市長。

**○市長職務代理者副市長（高野道生君）（登壇）**

瀬口議員さんの市長のまちづくり姿勢についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の造成予定地の工業団地の進捗が大きくおくられていると思うが、どうかとの質問でございますが、みやま柳川インターチェンジ北側における工業団地の造成につきましては、平成26年に地権者及び開発業者によって、みやま柳川インターチェンジ地区開発委員会が組織され、工業団地を整備し、賃貸による企業誘致を行うことで取り組みを進められておりました。

このような中、市が土地を買収した上で、公共事業により工業団地を造成し、企業誘致を進めることとする方針を平成28年度に決定し、地元の開発委員会に了承をいただいたところでございます。

市が土地を先行取得して工業団地を造成する方法としましては、当該地の農振農用地及び国営かんがい排水事業の受益地であるため、農村地域工業等導入促進法、いわゆる農工法による造成しかない状況でございました。

このことから、農工法に基づく実施計画書の策定を行うことについて福岡県と協議を進め、平成29年度には、新たな工業団地造成計画を進めるに当たり必要となる既存の農工団地の整理について協議を調えたところでございます。

このような状況において、平成29年7月に農工法が一部改正され、法律名が農村地域への産業の導入の促進等に関する法律、いわゆる農村産業法に改められております。

平成29年8月から11月にかけては、埋蔵文化財の試掘調査を実施いたしております。

その結果、文化財の包蔵地推定範囲が当初の想定よりかなり広くなることが判明したため、3年程度の発掘調査期間が必要になったところでございます。

このことに加え、平成30年1月には農工法の一部改正に伴う農村地域への産業の導入に関するガイドラインが国から示され、農村産業法に基づく工業団地造成計画を進めるに当たっては、市と企業が事前に産業導入地区、規模、立地スケジュール及び雇用期待従業員数についての調整を終えておくことが必要となってまいりました。

以上のことから、事前に企業と事業計画の調整を図るため、現在、企業誘致活動を進めております。

今後は、誘致企業と調整した事業計画を盛り込んだ農村地域産業導入実施計画書について、県知事の同意を得た後、農振除外、埋蔵文化財発掘調査などを行い、工業団地の造成工事に着手することにいたしております。

造成完了までの見通しとしましては、今年度中に農振除外、平成32年度中に土地の所有権移転、平成33年度までに埋蔵文化財発掘調査を行い、平成34年度には造成を完了させることを現在の目標として考えております。

工業団地造成完了までの期間が長くなりますが、新たな雇用の場を創出し、人口減少に歯どめをかけるとともに、地域経済を牽引する役割を担う工業団地の整備は必要であるため、引き続き事業の推進を図っていきたいと考えております。

次に、2点目の売却済みの元工業団地に変化ないが、どのようになっているかについてでございますが、本件は、ニコニコのり株式会社が、生産能力増強と今後の業務拡大に対応した製造体制の構築を図るため、下楠田工業団地を新たな工場の建設用地として取得したものでございます。

この工業団地の売却に際しましては、新工場の立地における総合協力を確認するため、平成26年8月に、みやま市とニコニコのり株式会社で立地協定書を締結いたしております。

その後、平成26年12月に市有財産売買仮契約書を締結し、平成26年12月議会において議決をいただいております。

契約の主な内容といたしましては、一つ目、契約締結の日から10年間は、その土地をニコニコのり株式会社の事業用地として供さなければならないこと、二つ目、契約締結の日から3年以内に建築物の工事を完了しなければならないこと、三つ目、契約締結の日から10年間は、所有権の移転、賃借権等の設定をしてはならないこと、四つ目、契約締結の日から10年以内において、契約書の規定に違反があった場合は、市が契約を解除し、または買い戻すことができること、以上の4項目が主なものでございます。

このとおり、契約書には、契約締結の日から3年以内に建築物の工事を完了しなければならないことと規定しておりますので、これまで大阪本社、また、高田町にあります九州工場を訪問し、事業計画の進捗について協議を重ねてきたところでございます。

しかしながら、過去3年間における全国的なノリの収穫量が少なかったことにより、商品の値上げを行った状況であること、また従業員の減少に伴う人手不足が続いたことにより、既存工場の製造ラインを維持する必要性があったため、現在、既存工場の機械を省力化機械へと順次入れかえを行っている状況であることから、新工場建設事業につきましては、現時点では実施のめどが立っていないと伺っております。

市といたしましては、新たな雇用の場を創出していくことが重要であると考えておりますので、新工場の建設に向けて、引き続きニコニコのり株式会社と協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、3点目の市営住宅及び定住促進住宅の現況と今後についてでございますが、初めに各住宅の目的について御説明させていただきます。

市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することとなっております。また、定住促進住宅は、本市内への定住を促進し、地域の活性化を図ることとなっております。

御質問のうち、まず、空き部屋が多い原因はどう分析されているかでございます。

市営住宅の現況でございますが、さくら、下小川、岩津、高木、飯江の5団地があり、戸数は294戸でございます。部屋のタイプの内訳は、2DKが77戸、3DKが217戸であります。空き部屋におきましては、さくら団地は3DKが1戸、下小川団地は2DK、3DKともに1戸、岩津団地は3DKが4戸、高木団地は3DKが2戸、飯江団地は2DK、3DKとも

に1戸であり、市営住宅全体でいきますと、2DKが2戸、3DKが9戸で、計11戸の空き部屋の状況でございます。

また、各団地の待機者は、さくら団地は2DKが10世帯、3DKが1世帯、下小川団地は2DKが2世帯、3DKが1世帯、高木団地は2DKが2世帯、岩津団地、飯江団地は待機者がありませんので、待機者の数は17世帯でございます。ただし、現在、3世帯の待機者が入居申し込みを途中でございますので、入居されますと空き部屋は8戸となり、割合としては2.7%となります。

次に、定住促進住宅の現況でございますが、平成28年度に雇用促進住宅を独立行政法人高齢・障がい・求職者支援機構より購入しております。5階建て、2棟で3DKタイプが60戸でございます。

購入当初は20戸の入居で、その後、3戸の退去と4戸の入居がございまして、また、市営住宅下楠田団地の建てかえに伴う仮住居として9戸が入居されており、計30戸が現在の入居戸数でございます。したがって、空き部屋は30戸となっております。割合としては50%でございます。

入居がふえない要因として考えられますことは、平成2年建築で28年が経過し、建物が古く、3部屋全部が和室であること、給湯設備が古いこと、5階建てであることなどが考えられてきて、入居者のニーズに合致していないと考えているところでございます。

次に、今後の対策についてでございますが、空き部屋が多い定住促進住宅は、1戸当たり面積が53平方メートルで、市営住宅の2DKと同程度でございますので、大規模なりフォームやエレベーターの設置等が必要かと考え、現在、調査検討を進めているところでございます。御理解のほどよろしくお願いたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

10番瀬口健君。

**○10番（瀬口 健君）**

余り質問を出し過ぎておりますので、頭の中がちょっとパニックっておりますが、まず、1点目の造成予定地の工業団地の進捗状況でございます。

私は今まで平成30年度、今年度ですね、農振除外をして、そして、平成31年度にはもう造成にかかるというふうに思っていたんですが、当初の計画は今申し上げたとおりでございますかね。

○議長（牛嶋利三君）

坂田環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

おっしゃるとおりでございます。平成30年度に除外して、平成31年度に用地買収、造成の予定でございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

整理させていただきますと、平成30年度、今年度の農振除外は変わりませんが、平成32年度に土地の所有権移転、平成33年度までに埋蔵文化財発掘調査、平成34年度には造成を完了させるというふうに目標が変更になったということで整理してよろしいですか。

○議長（牛嶋利三君）

坂田環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

はい、答弁書にあるとおりでございます。

○議長（牛嶋利三君）

10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

答弁書、答弁を聞いてちょっとパニックっておりますので、再度お聞きしながら、余り冷たか言葉で言わんごとしとってくださいよ。

その理由として、文化財の試掘調査がまずあるようでございますが、文化財の試掘調査におきまして、想定以上の広さに埋蔵文化財としてのものがあるということでございます。

この発掘調査に今、答弁書を見ますと3年ぐらいかかる、そういうふうにおくれるということになっておるわけですが、文化財のほうから言わせてもらおうと、これは3年ぐらいやっぱりかかるんですかね、どうですかね。

○議長（牛嶋利三君）

野田教育部長。

○教育部長（野田圭一郎君）

この件につきまして担当からお聞きしておりますのは、期限については最低3年ということで、本来であれば、もっと期間はかかるんじゃないかということで私のほうはお聞きしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

この試掘調査では、何といたしますか、埋蔵物といたしますか、そういったものがどれくらいあるかということなどを調べられたかどうか、ちょっと私はわかりませんが、私はずっとこの地域には卑弥呼の里ということで再三申し上げてきておるんですが、卑弥呼に関係のあるような発掘ができるというような見通しが何かあるとでございますかね。

○議長（牛嶋利三君）

山田社会教育課長。

○社会教育課長（山田利長君）

お答えいたします。

今、卑弥呼の里に関するようなということですが、実際、発掘してみないとわかりませんが、今、試掘調査の段階では、土器でありますとか土壇でありますとか、柱構——柱の跡ですね、そういうのは確認されておりますので、発掘したら何がしかの文化財は出てくるかと思えますけれども、それがそのような重要なものにつながるかということは、発掘してみないとわからないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

先ほど最低3年かかるということでございまして、そこに埋蔵物が出てきた場合には、当然それ以上かかるというふうに理解をしておいてよろしいですか。

○議長（牛嶋利三君）

山田社会教育課長。

○社会教育課長（山田利長君）



実際掘ってみないとわからない部分はありますけれども、現時点では3年はかかると思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

言葉尻をとっていろいろ言う時間はございませんので、次に進みますが、今、これは農工法から農村産業法に変わったと。これによっておくれるんじゃないかというようなことがあります。ちょっともう一つそこら辺少し説明をしていただいてよろしいですか。農工法から農村産業法に変わったために、当初の計画が非常におくれてきたというようなことをちょっとおっしゃったように思うんですが、どうですかね。

○議長（牛嶋利三君）

坂田環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

従前の農工法、農村地域工業等導入法でございますけれども、これは昭和46年にできた法律でございます。まだ高度経済成長の時代で、農村地域にも工業等の導入を目指すということございました。

その当時、導入できる業種が5業種に限られておりました。対象5業種といいまして、工業でありますとか道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業、以上5つの業種に限られて農村地域での工業団地ができるということございましたけれども、これが近年の経済情勢等で、その5業種の規制が撤廃をされております。幅広く工業の導入ができるということになっておりましたけれども、答弁書にありますとおり、ガイドラインというのが示されまして、そのガイドラインの中で、事前に進出する企業と事業計画、それから、期待される雇用の従業員、それから、立地のスケジュールなどの調整を終えておくということが必要になりました。ですから、あらかじめ進出する企業を決めておかないと、その事業の実施計画ができないということがございます。これが除外の条件でありまして、この手続に時間がかかっておるといのが法律の改正に伴う延滞の一つでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

ある程度わかったんですが、そしたら、今、造成に入るいろんな年代の話があったんですけども、現在としては、農振除外は今年度やると。しかし、その次の段階においては、今、話されますと、既に誘致が確定しておる事業所とある程度の今言われましたガイドラインに沿った計画書を提出しないと、そして、ここに県知事の同意を得た後とありますが、そういうのをみやま市の工業団地に来ますよという企業があって、その企業とガイドラインに沿った調整をして、そして、なおかつ県知事の同意を得た後じゃないと、造成に着手できないということで理解してよかったですかね。

○議長（牛嶋利三君）

坂田環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

先ほど申しあげました、あらかじめ企業等々との調整を終えた内容でもって、農村地域産業等導入実施計画書というものをつくります。その実施計画書に知事の同意が要ということでございます。知事の同意が得られますと、そこで農振の除外ができて、農振の除外ができないと造成もできないということでございます。ですから、その実施計画書の作成、同意がまず大前提ということになっております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

県知事の同意を得た後に農振除外も行うということですか。

そしたら、今年度中の農振除外という計画が、さっきあつですたいね、平成30年度に農振除外を行いますと。ということになると、現在予定されております工業団地にはもう既に企業が決まっておるようなふうにも受け取られるとですが、どげんですか。もう何社か決まっていますか。

○議長（牛嶋利三君）

坂田環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

今現在、進出していただける企業を探している段階でございます。不動産の開発業者でありますとか、大手の開発のデベロッパーでありますとか、銀行さんとか、そういったところに当たっております、進出いただける会社を今年度中に見つけまして、そして、農村地域産業導入実施計画書を取りまとめてまいるといふ所存でございます。

それに加えまして、文化財の発掘調査に3年程度必要なものでございますので、実際の造成まで5年近い年月が今、必要になっておるところでございます。その5年近い年月のために、なかなか進出していただける企業が見つからないという課題はございますけれども、何とか今、探しておるところでございます。今現在で見つけておるわけではございません。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

途中から埋蔵文化財のほうに話ばかりかえていただきよるばってん、現在、決まっとらんとに、企業ですね、今、話を整理すると、企業が決まっています、その企業とガイドラインによって整理をして計画書なりをつくって県知事へ提出する。そして、県知事でそれが了解されたら農振除外ち今言いなはったでしょう。そうすると、今年度中に農振除外をするという計画ですたいね、まだ企業は決まっとらんというにですね。

もう次の言葉が詰まるとですけど、見通しはあるとですか。

○議長（牛嶋利三君）

高野市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（高野道生君）

ただいま進出企業のほうから打診はあっておるんですよ、進出したいと。しかし、諸々の条件等がございますので、まだ合意には達していないということでございますので、具体的な企業名はちょっとマル秘でございますので言えませんけれども、打診があっているのは事実です。今は調整しています。そういうことです。

○議長（牛嶋利三君）

10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

今、部長もそこら辺ははっきり言いなはるげっと私も本当に進めやすかとばってんが。そし

たら、大丈夫だろうというようなことで、この計画、当初計画しとった平成31年度造成がおくれますけれども、平成30年度中にはそういう計画書を提出して農振の除外ができるであろうという見通しはある程度はあるということだと思いますね。そういうことでよかですよ、見通しが大体あるということですね。

○議長（牛嶋利三君）

高野市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（高野道生君）

ただいま申し上げましたように、打診があっているけれども、価格を含めていろいろ調整が必要でございますので、打診があっている企業とまとまるかどうかとは、まだ現時点では不明でございます。ただ、交渉はしているということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

そしたら、この答弁書に書いてあります今年度中に農振除外、これがおくれるということになると、そのまま平成34年度には造成を完了させることを一つの目標としているというのは、大幅におくれるという可能性もあるということになるわけ。そういうふうにはしか私は考えらんとですが、当然そげんなってしょうけどね。

○議長（牛嶋利三君）

坂田環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

おっしゃるとおりでございます。今年度中の計画の同意、それから、農振の除外ができませんと、おくれるということになります。このおくれることにつきましては、例えば、文化財の発掘調査の期間をもっと短縮させるとか、いろんな方法もございますので、なるべくおくらせないようにはしたいと考えておるところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

わかりました。私が言いたいのは、どういうことであれ、工業団地の造成にかかるというようなことになった場合、平成34年度には造成を完了させるということですから、平成33年

度あたりから、もう大体始めよらにやいかんですけどね。

そしたら、今おっしゃったように、企業の打診があるというふうなことでございますが、担当のほうでも一生懸命探しておるということでございますけど、造成がもし平成34年度に完了しましたということになっても、今のときから非常に企業誘致に関しての行動というのが非常に大事になろうかと思っているんですよ。

それで、今の担当のほうでは、一々企業のほうに出向いて御挨拶をしているような雰囲気でもなし、企業誘致というのは難しさというのは十分御存じだと思んですけども、早くこれは専門室を設け、そして、企業回りの専門職、そうしないと、なかなか進まんとやないかと。今の担当者の方に御足労ばかりかけよったって、これはそういう職員さんにも時間がなかろうし、専門室、何々室とかをつくって、そういう肩書を持って企業のほうへ参って御挨拶をして加入してくれというふうな方法をとっていかんと、非常にこれはなかなかうまくいかんと思います。調整ができたにしてもですね。

私もそういうふうな工業団地を見てきておりますし、何十年もかかってまだ満杯になつたらんというところもありますし、そういうふうにとつやっていたいただければと思いますが、今の専門職とか専門室とかの件については、市長職務代理者のほう、どうでございますか。

**○議長（牛嶋利三君）**

高野市長職務代理者副市長。

**○市長職務代理者副市長（高野道生君）**

ただいま御指摘のとおり、トップセールスもやっぱり必要じゃないかと思っているところでございます。

それと、もう一つ私が懸念しているのが、地権者の皆さんに対して今、工業団地ということで売却をお願いして同意を得ているところでございます。いつまでも放ったらかしにはできない状況でございますので、全力投球をする必要があると、そのように考えているところでございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

10番瀬口健君。

**○10番（瀬口 健君）**

先に行きますが、人口減少の歯どめは先ほど来の議員さんからも強く言われておりましたんですが、人口減少はもう待ったなしでございまして、多くの方が自分の子供、孫が地元で

就職をしてというのを非常に強く望んでおられるところでございますので、工業団地の完成、これは絶対失敗してはいけないということでございます。また、急がねばならないということでございますので、非常に努力、研究が必要かと思えますけど、担当のほうにはよろしく願いしておきたいと思っております。

時間の都合上、それくらい申し上げまして、次に参りたいと思えますが、これは2番目ですかね、忙しかですね。

売却先のニコニコのりへ売却しました元工業団地、これが、先ほど契約内容もるる申し上げます。その中で、私が一番きょう申し上げたいのは、3年以上もう契約からたっているというところなんですね。それで、ニコニコのりに売却されましたところに何の動きも見られないということから、この件についてはどうなっているのかなというのをお聞きしたかったんですが、ここでいろいろ申されておりますけど、今、私がここで今一番気になったところ、ちょっと印を入れたんですが、新工場のほう、ニコニコのりのほうと協議をされているということの中で、新工場建設事業については現時点では実施のめどが立っていないという表現があるんですが、これはどういうふうに私たちは受けとったらいいでございましょうかね。

**○議長（牛嶋利三君）**

坂田環境経済部長。

**○環境経済部長（坂田良二君）**

先ほど答弁書にもございますけれども、全国的にノリの生産量が近年よくなかったようでございます。値上げをされておるということでございます。それが1点。それから、高田町にございます現工場のほうが、従業員が減少しておって人手不足の状況が続いておるということでございます。この2点の観点で、現在、今ある製造ラインを省力化機械に更新するようなことにまず注力をされておるということで、次に新しい工場を建てることのめどが現時点では立っていないということでお話をお聞きしている状況でございます。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

10番瀬口健君。

**○10番（瀬口 健君）**

契約書の中には、先ほどの次のほうに書いてあるんですが、10年以内で買い戻すことがで

きるとかここになっておるわけですが、めどが立たないということの中で、もう4年たっておるわけですが、あと6年、買い戻すようなところまでどうも行きそうなんですか、どうですか。

○議長（牛嶋利三君）

坂田環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

私どもといたしましては、新しい協定を結びまして、当時、ニコニコのりさんといろいろ地域の振興でありますとか従業員の採用につきましても協定を結んでおるところでございます。引き続き新工場の建設に向けまして、ニコニコのりさんと協議をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

そのように申し上げんといかんでしょうからですね。ただ、私たちはその先を聞きたいんですよね。

それで、最悪の場合、あそこを買い戻したということになった場合には、次の企業さんが来る当てというのはあるんですか。あそこなら買いますよとかいうようなところがあるんですか。

○議長（牛嶋利三君）

坂田環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

現時点ではございません。期間は10年間でございますけれども、その間では一生懸命頑張りたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

何遍も言っていますように、そういうふうなお答えしかできんわけですが、次のことを私は聞きたいと今言っておるんですが、全くめどが立たない中で、一生懸命向こうと協議をしていくというようなことではございますが、かたくなに契約を守っていきたいということで

協議をしていくということでございますが、もしもなかなかうまくいかないというときには、この契約を柔軟に考えて、10年が15年にしようとか、そういう考え方はいかがでございますかね、あるんですか、ないんですか。今のところなかごたる顔ですね。市長職務代理者、そういうふうな考え方もできると思うんですが、どういうふうですかね。

**○議長（牛嶋利三君）**

高野市長職務代理者副市長。

**○市長職務代理者副市長（高野道生君）**

とにかく契約に基づいて早く契約どおり実行していただくことに全力投球をしなきゃいけないということでございます。

それともう一つ、私がちょっと気になっているのが、契約時に、やっぱりあそこは製造ラインで立ち仕事らしいですよ。だから、やっぱり仕事そのものが非常にきついといいますか、疲れるといいますか、そういうことで、人手が確保できないということでございました。市のほうで人手を確保していただきたいということを強く要望されたことを思い出しているところでございます。そういうことで、人手の確保が難しいのも一つの要因かなと私自身も考えているところでございますけれども、何分契約に基づいてきちんとした形で履行していただくように努力をしてみたいと思います。もうしばらく時間をいただければと思っているところでございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

10番瀬口健君。

**○10番（瀬口 健君）**

あと6年ほどございますので、最悪の状態にならんように。そして、契約の中には、私も少し読ませていただいたんですが、ざっとですけど、地元優先の雇用を図るというようなことや、地場産業の発展に寄与するというようなことも大体申し上げられておるわけございまして、そういう観点から、直接関係のある地場産業というと、高田漁業さんのほうとかになるわけですが、また、これに付随する商店の皆さん方、そして、さらには、このみやま市の発展につながることでございますので、双方とも納得のできるような協議を今後、展開していただきたいというふうに思っているところでございます。

先ほどそういう点につきましては市長職務代理者のほうから答弁をいただいておりますので、その旨再度申し上げて、次のほうに参りたいと思います。



部長、何が言うごたつですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

次、市営住宅及び定住促進住宅の現況と今後についてという中で、空き部屋が多いのはどういふのが原因かと。そして、それやったら、今後どういふふうな対策をとられますかということでございますが、今、これもまた聞きよりましたところ、空き部屋が多い原因についてという答弁を私は望んだんですが、定住促進住宅の中にもはっきりと書いてあったんですよ、古いとか給湯がとか。しかし、市営住宅の空き部屋、これに対しての答弁がないように思えたんですが、時間がございませんので、こちらのほうから私が調べた結果で申しますので、お答えいただければと思っております。

先ほどの市営住宅に対する空き部屋が多いというのの答弁がないということは、1つお認めになりますかね。どうですか。

○議長（牛嶋利三君）

富重建設都市部長。

○建設都市部長（富重巧齊君）

直接的な言葉での答弁はしておりません。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

そしたら、私のほうからですね。

空き部屋が多いというのは、私も入居状況表をいただいておりますので、よくわかるわけでございますが、要するに、岩津団地と高木団地が空き部屋が多いということでございまして、特に新築の高木団地に空き部屋があるということに非常に驚きを思っているところでございます。私が調べた中では、エレベーターがない、不便で寂しい、2DKで十分だと、家賃が高い等の意見があったわけでございますが、ほかにも要望みたいなのはたくさんあったわけですけど、今回は2DKで十分というのと家賃が高いということに的を絞ってお伺いをしたいというふうに思います。

2DKで十分だというのは、岩津団地は空き部屋が4あるわけですね。新築の高木団地は空き部屋が2、これはいずれも3DKでございまして、2DKには空き部屋がないのに待機者が多い。空き部屋がないのに、2DKに入りたいと並んでいる人が多いということですよ

ね。それで、3DKには空き部屋があるのに待機者がゼロなんです。あいておりますけれども、3DKには入りたくございませんというようなことなんです。これを顕著に岩津団地、高木団地があらわしているということございまして、さくら団地でも2DKの空き部屋はゼロですね。これに対して待機者は10あるわけです。非常に2DKを望む方が多いわけですが、2DKを望むということになれば、3DKの空き部屋が発生するというのは当然といえば当然でございますけど、なぜしたら3DKが嫌われるかということになるわけでございますけれども、私が思惑、考えをいろいろ聞きますと、やっぱりどうしても家賃のほうにたどり着くわけですね。もちろん2DKと3DKの家賃と比べれば3DKが高いというのは当然わかっておりますが、こういう入居されている方、あるいは入居したいけれども、家賃が高そうだからちょっとやめとこうというようなことの御意見が非常に多かったんですが、この件についてはどのように担当のほうでは分析されておるかなということをお聞きしたいと思います。

**○議長（牛嶋利三君）**

櫻木都市計画課長。

**○都市計画課長（櫻木研治君）**

まず、家賃についてお答えしたいと思いますけれども、家賃については、公営住宅法によりまして家賃の計算をするようにということとなっております。家賃の算定基礎額、収入に応じて8段階に分かれておりますけれども、収入に応じてそれが変わるということがまず1点目です。それから、市町村の立地係数とか規模係数、この規模係数というのが1戸当たりの面積を65平米で割った場合でありますので、当然2DKのほうが狭く3DKが広いので、率は上がるということになります。それから、経過年数、利便性係数、そういうもろもろな係数を計算した結果、家賃を決定しているところであります。家賃についてはそういうことで決定しております。

それから、みやま市において、近隣もそうでありますけれども、3DKに入居される方については、世帯が3名以上の場合は3DKにお願いしますと。それから、1名、2名までについては2DKにお願いしますということをお願いしているところであります。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

計算方法というのを説明していただきまして、市営住宅に対しては、低所得者に対して低  
廉な家賃で賃貸するという大きな目的があるんですね。こういう中で、ここで言う低所得者  
とはどういうものかなというふうにも考えられるんですが、そこら辺は小さいことは抜きに  
しまして、私が聞いたところによると、高木団地の3DKで今後70千円以上の家賃を払わな  
きゃいけなくなるというのをおっしゃっているんですけれども、そういう実態が生じるのは  
事実でございましょうか。

○議長（牛嶋利三君）

櫻木都市計画課長。

○都市計画課長（櫻木研治君）

金額70千円以上というのは私は把握しておりませんが、まだ金額が高くなるという  
のは間違いありません。今言われてある方については、収入自体が高い人について、そうい  
う形で収入に応じて計算の根拠の額が変わってくるということで、そういうことになってお  
ります。収入が高いからそういう金額になっているということです。

○議長（牛嶋利三君）

10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

先ほど言いましたように、市営住宅は低所得者に対して低廉な低金額の家賃で賃貸する  
というようになっておりまして、非常に年間の所得が6,000千円、7,000千円あられる方も50千  
円ぐらいのアパートを一生懸命探されているんですよ。そういう中で、この市営住宅に入っ  
ているという方は低所得者なんですよね、言わせてもらえば。低所得者しか入れんというこ  
とですから。こういう方たちに今後70千円以上の家賃を取るといようなことが生じるとい  
うこと自体がちょっといかなものかなというふうに思うんですが、こういうふうな貸し方、  
市営住宅のあり方でどうお考えですか、市長職務代理人にお聞きいたします。

○議長（牛嶋利三君）

高野市長職務代理人副市長。

○市長職務代理人副市長（高野道生君）

ただいまお話がありましたように、市営住宅は住宅に困窮する低所得者用に低廉な家賃で  
賃貸することを目的にしておるわけですね。だから、結局そこら辺の整合性をどう

とっていかというのが、一概にじゃ、下げるのかというのも問題がございますので、ちょっと近隣の市営住宅の状況、そういうやつもやっぱり調査分析をいたしまして、現在の我々の基準を設けておりますけれども、それが正しいのか、高いのか安いのか、そういうところを踏まえて検討をさせていただければと思っはいるんですけども、なかなか難しいですよ。所得が上がれば、じゃ、出ていっていただくことになりますよね。だから、その整合性が非常に難しいと思いますので、とにかくここでは結論が出ませんので、ぜひ近隣の市町村さんの市営住宅の現状について調査分析をさせていただいて、また検討していきたいと思っはいます。よろしくお願ひします。

**○議長（牛嶋利三君）**

10番瀬口健君。

**○10番（瀬口 健君）**

そういうふうな70千円以上の家賃を払わにゃいかんというのは事実でございまして、先ほど来申し上げておりますように、市営住宅において70千円以上の家賃を払わなきゃいかんということが今度出てくるということでございます。一般の方の年間五、六百万円、7,000千円取ってある方も、先ほど言いましたように、50千円ぐらいのアパートを一所懸命探してそこに住んであるというのが現状でございまして。

そういうことでございますので、今、調査されるということでございますが、これが空き部屋があるということ自体がおかしいんですよ。だから、それで家賃にこれが引かかってくるかということになると、先ほど来おっしゃった公営住宅法等については、これは全国の話でございましょうから、これをまともにとって、これで計算するということになると、都会と田舎というのは相当違うんですよ。ですから、こんなことによって条例があるんじゃないかなというふうに思っわけですが、条例改正あるいは減免措置の拡大等、いろんなところから検討していただいて、空き部屋がないようにしていかんと、高い金出してつくつとるわけですよ。もったいないですよ、空き部屋があるということは。そういうことを十分検討していただいてやっていっていただきたいと思っはいます。どうですか。

**○議長（牛嶋利三君）**

高野市長職務代理者副市長。

**○市長職務代理者副市長（高野道生君）**

市にとりましては、定められた料金で全て満杯になるのが一番いいんですよ。ただ、料

金が高いから空き部屋がいっぱいあるというのも、これは問題なんです。だから、そのの、ただいま申しあげましたように、どこまでがどうなのかというのは、ちょっと検討させていただきたいなと思っているところでございます。じゃ、10千円下げたら全部満杯になるのかという問題なのか、いろんな角度から検討する必要があるかと思っておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）（登壇）

これは担当者の方が非常に苦労されると思うんですよ。いろいろ苦情を言われるのは担当者ですね。ですから、そういう面も今のところストレスがたまったりなはらんどたるけんよかばってんですね、今後、結局、岩津団地においても十四、五年先にはまた建てかえになってくるわけですね。そういうことから、やはり先々にも通じるような、そういった条例改正なり減免措置なりするかどうかということを慎重に検討をしていただきたいというふうに思っております。

ここでいろいろ担当者の方にはやかましゅう言うたわけじゃないですから、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

以上、御検討のほうよろしくお願ひいたします。

次に参ります。

時間がありませんが、読み上げるだけ。2つ目の熱中症予防の文部科学省よりの通知について御説明をお願いしたいと思うんですが、この夏は観測史上初とか、うだるような暑さとか、危険な暑さ等々の言葉をよく耳にした夏でございまして、このような異常な気象状況を踏まえてと思いますが、文科省より小・中学生の熱中症予防のための御検討、各休暇の延長や登校日の中止等を検討するように各機関に通知をしております。

この通知書の文面や、これを受けてどのような措置をとるような経路で決定されたのか、また、その時点で子供たちの熱中症というのを把握されての決定だったのかということについてお聞きをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

井上教育長職務代理者。

○教育長職務代理者（井上正明君）（登壇）

熱中症予防の文部科学省からの通知についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の通知の文面についてでございますが、文部科学省は平成30年8月7日付で、学校の夏季における休業日に関する児童生徒等の健康確保に向けた対応等についての通知において、今夏の記録的な高温により児童・生徒が熱中症で体調を崩す事案が発生している中、9月以降についても予断が許されない状況となっていることから、教育委員会に対し、熱中症事故を防止する方策を検討するよう依頼がなされております。

具体的には、各学校及び各学校設置者において、空調設備の整備状況等も加味しつつ、児童・生徒の健康を最優先に考慮した上で、必要に応じて夏季における休業日の延長等、柔軟な対応を検討すること、さらに、夏季休業中に予定されている登校日等においても、延期または中止等、柔軟な対応をするよう求められております。

次に、2点目の通知を何日に受け、どのような経路で決定をしたかについてでございます。

まず、先ほどの文部科学省通知文について、平成30年8月9日付で各学校へ周知しております。あわせまして、近隣市の動向も調査しながら、教育長職務代理者及び教育委員会事務局において協議、検討を行い、8月22日に全ての普通教室に空調設備が整備されていることを踏まえ、また、登下校時や始業式の対応、屋外での授業や学校行事及び休み時間の対応を具体的に示し、児童・生徒の健康確保に向けた対応を行った上で、夏季休業日の延長を行わないことと決定いたしました。この決定内容について、翌日8月23日付で各学校へ文書にて通知しております。

次に、3点目の子供たち（小・中学生）の熱中症はどうだったかということについてでございます。

本年度、熱中症と診断されました事案につきましては、小学校では下校中に3件、中学校では部活動中に1件、中体連大会で3件の報告を受けております。いずれにしても、病院での措置の上帰宅しており、幸いにも大事には至っておりません。

教育委員会としましては、熱中症予防や対策につきましては、国、県の指導とあわせて年度当初から各学校に対し注意喚起を行ってまいりました。特に、気温の高い日が続く時期になってからは、夏季休業中のプール開放での児童の健康や安全確保、出校日等の活動計画の確認、小学校における宿泊体験や中学校における部活動での対策、2学期における熱中症予防に向けての取り組みなどの具体的な対応を示し、さまざまな活動における危機管理をお願いしております。

今後につきましても、環境省の暑さ指数等を参考に、気象予報等の情報を的確に把握し、熱中症予防を初めとした児童・生徒の健康を最優先に考慮した上で、安全・安心な学校生活を送れるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。（「一言だけどげんでしょうか」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

一言だけです、要望のみということ。10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

これは非常にことしの夏が子供たちとかいろんな方の熱中症による救急搬送者が、今まで史上で初めてなんです、これは消防庁の調査でございますが。そういう中で、今度の通知にも児童の死亡も示してあるし、そういう中で、これを受けて、いろんな自治体では教育委員会、臨時校長会その他必要な機関を設けて協議をされて決定されているということで、非常にみやま市としては、そこら辺が少しどうかなというような面もあったし、申し上げるだけちょっと申し上げます。

それから、児童クラブが、教育委員会とは全然関係ないんですけど、しかし、そこの連携はどうだったかということなんですよね。

それから、こういうことを決定するに当たって、やっぱり教育長という方がいらっしゃらないことに何かいろいろ不都合があったかもしれないというようなこともお聞きしたかったんですが、いろいろまだあったんですけれども、時間がございませんので、それだけ申し上げて、またこの件については教育委員会のほうにお聞きしに参りますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

午前中の会議はこれで閉じます。休憩後の午後の会議は13時30分からでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

そしたら、13時30分に午後の会議、再開いたします。

午後0時23分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き一般質問を続けてまいります。

午後の一般質問、1番奥菌由美子君、一般質問を行ってください。

○1番（奥菌由美子君）（登壇）

皆様こんにちは。議席番号1番、公明党、奥菌由美子でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、初めに、女性視点の防災対策について質問させていただきます。

ことしの夏は記録的な豪雨に猛暑、迷走台風と異常な天候に見舞われ、200人以上が犠牲となった平成30年7月豪雨では、数十年に一度の重大な災害が予想される大雨特別警報が過去最多の11府県に発令されました。また、気象庁は連日の猛暑を一つの災害と位置づけ、命を守るよう緊急の呼びかけを行いました。今後も気象災害が一層激甚化することが予想されています。こうした事態にどう備えるべきか、一層の対策が求められています。

そこで、女性視点の防災対策について3点お尋ねいたします。

1点目に、女性視点の防災ブックの活用についてお尋ねいたします。

女性の視点を防災対策に生かすということは、子供や高齢者など社会的弱者の視点を生かすことでもあります。東京都は女性の視点がふんだんに盛り込まれた防災ブック「東京くらし防災」を作成し、無料配布しています。日常の暮らしの中で無理なく取り組める対策をイラスト入りで数多く盛り込んであり、わかりやすいと好評とのことでした。

内容の一部を紹介いたしますと、「いますぐできる！15のこと」として、1、外出先では非常口を確認、2、カーテンは閉めて寝る、3、食器の重ね方を変えてみるなど15項目が挙げられ、ほかにも、日々の暮らしの中で実践できる事前の備えや災害が起きたときの基礎知識など、すぐに役立つ情報が満載です。みやま市でも参考にされてはどうかと考えますが、市の見解をお聞かせください。

2点目に、乳児用液体ミルクの啓発についてお尋ねいたします。

子育て負担の軽減はもちろん、災害時の備えにもなる乳児用液体ミルクの国内での製造・販売を可能にする規格基準を定めた改正厚生労働省令がことし8月に施行されました。

液体ミルクは常温で保存でき、容器に吸い口を装着すればすぐ飲めるので、海外では広く利用されており、粉ミルクのようにお湯で溶かしたり哺乳瓶の洗浄や消毒をする必要はなく、災害時には特に役立ちます。実際、東日本大震災や熊本地震では、フィンランド製品が救援



物資として被災者に届けられ、喜ばれたそうです。市販されるまで1年以上かかる見通しで、価格も粉ミルクの倍以上になると想定されていますが、乳児用液体ミルク自体を知らない人も多く、ぜひ市民への啓発を行っていただきたいと考えますが、市の見解をお聞かせください。

3点目に、小・中学校の避難所機能の整備についてお尋ねいたします。

みやま市の指定避難所となっている小・中学校の体育館ですが、冷暖房設備はなく、トイレは和式が多いため高齢者が使いにくく、避難をためらう理由の一つとなっています。水害で1階が浸水した場合、2階以上の学校のトイレが使えるのか、また、体育館にはテレビなどはないため、スマートフォンなどを持っていない方は情報収集の手段がなく、さらにプライバシーに配慮した女性視点による避難所運営の仕方など、課題はさまざまです。

災害時に地域住民の命を守る学校施設の役割を果たせるよう、指定避難所としての必要な機能や運営の仕方について今後どう整備していくのかお尋ねします。

以上、3点につきまして御答弁をお願いいたします。

#### ○議長（牛嶋利三君）

高野市長職務代理者副市長。

#### ○市長職務代理者副市長（高野道生君）（登壇）

それでは、奥菌議員さんの女性視点の防災対策についての御質問にお答えいたします。

近年、東日本大震災を初め、熊本地震、九州北部豪雨、西日本豪雨など大規模な災害が各地で発生いたしております。

これらの大規模災害では、家屋の倒壊・流出・浸水などにより多くの住民が長時間の避難所生活を余儀なくされ、その中で、着がえや授乳スペース、トイレの問題など女性や高齢者、子供への配慮不足が課題となっております。

本市の地域防災計画では、避難生活の長期化への対策として生活ルールの確立や良好な衛生状態の確保、プライバシーの保護などを明記しておりますが、特に女性の視点に立った避難所運営を心がける必要があると考えています。

まず、1点目の女性視点の防災ブックの活用についてでございますが、議員御指摘の「東京くらし防災」は、イラスト中心の構成により、子供にもわかりやすく作成されております。

市では、本年度、ガイドブック形式の洪水ハザードマップを作成する予定でございますが、日ごろの備えや避難時の心得などに女性視点を取り入れ、伝えるべき事項を簡潔に、しかも、

わかりやすく作成するよう努めてまいります。

次に、2点目の乳児用液体ミルクの啓発についてでございますが、これまで日本では液体ミルクの規格基準がなく、粉ミルクのみ製造・販売が行われてきました。粉ミルクはお湯で溶かして冷ますなどの手間が必要ですが、液体ミルクはこうした手間が不要なため、男性の育児参加や災害時の活用に期待されています。

御承知のとおり、熊本地震の被災者支援においてフィンランドから輸入・配布されたことにより、乳児用液体ミルクへの関心が急速に高まり、つい最近の新聞報道では、来年度後半にも販売されるとの記事が掲載されました。

市といたしましては、国産液体ミルクの価格や消費期限などを見きわめながら、災害時の備蓄品として検討してまいり所存でございます。

また、母子手帳の交付や赤ちゃん訪問などの機会を捉え、液体ミルクの普及啓発や家庭における備蓄の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の小・中学校の避難所機能の整備についてでございますが、学校に限らず、1階部分が床上浸水した場合においては、2階のトイレも使用できなくなる可能性があります。指定避難所となります小・中学校体育館のトイレは、和式あるいは屋外に設置されているなど、住民の皆さんに安心して避難していただくには不十分な状況でございます。

当面の課題解決といたしましては、大規模災害時の仮設トイレや空調設備の設置につきましては、企業などとの設備供給協定を検討してまいりたいと考えています。#

また、現在作成中の大規模災害時における避難所運営マニュアルでは、避難所の円滑な運営を目的とした避難所運営委員会を設置し、女性視点の避難所運営に配慮することのほか、高齢者、子供、障害のある方など多様な主体の意見が反映できる仕組みを盛り込んでいくことが必要ではないかと考えております。どうぞ御理解のほど、よろしく願いいたします。

#### ○議長（牛嶋利三君）

1 番奥菌由美子君。

#### ○1 番（奥菌由美子君）

では、具体的事項ごとに改めて質問させていただきます。

1点目の女性視点の防災ブックの活用についてでございますが、答弁の中でも、ガイドブック形式の洪水ハザードマップを作成する予定ということで、日ごろの備え、避難時の心得、女性視点を取り入れて簡潔に作成するよう努めていただくということで御答弁いただき

ました。

昨日上陸いたしました台風21号も、皆さん多分けさのニュースでごらんになったのも、大阪とか、関西空港も水没するなど非常な被害が出ております。私も含めてですが、皆さん防災に対する意識は非常に高まっていると実際感じますが、では、じゃ、具体的にどういったことを取り組めばいいのかとなりますと、やはりよくわからないというのが現状ではないかと思えます。

実際、先ほど3つだけ取り上げましたけど、本当、日常の中で簡単に取り組めることから始めましょうという「東京くらし防災」なんですけど、みやま市でも、何か特別なことをしないといけないとかいうことではなくて、日常生活の中でこういったことを気をつけるだけでも防災につながるんですよという、やはりそういう皆さんに知っていただくことが大事かと思えますので、また改めてガイドブック形式の洪水ハザードマップについて教えていただいでよろしいでしょうか。

**○議長（牛嶋利三君）**

梶嶋総務課長。

**○総務課長（梶嶋晋治君）**

私のほうから、洪水ハザードマップとガイドブックの関係について御説明いたします。

まず、洪水ハザードマップでございますけれども、本年度予算で作成をする予定といたしております。これから業者の選定を行いまして作成を準備している段階でございますけれども、この洪水ハザードマップにつきましては、浸水想定区域の見直しに伴いまして、マップの改正を行うものでございます。

その中に、先ほど奥菌議員さんから御指摘をいただきました女性視点での防災対策ということで、もう一つ、中に15項目のことを先ほど言われたかと思えますけれども、家庭における避難の準備であったりとか、特に東京のほうでは地震を想定されているようですから、食器の配置の仕方であったりとか、カーテンを閉めておくとか、そういったものをよく書かれてあるかなというふうに思っております。

そういったものを参考にいたしまして、先ほど言いました家庭内での備蓄の関係であったりとか指定避難所の場所はもちろんですけれども、そのときの運営の方法とか、そういった分を具体的に洪水マップのほうに掲載していきたいというふうに考えております。

また、掲載の方法につきましては、先ほど読みやすいような感じで「東京くらし防災」の

ほうでは作成されておりましたので、簡潔に取りまとめたいというふうを考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

1 番奥菌由美子君。

**○1 番（奥菌由美子君）**

簡潔にわかりやすくというのが一番重要かと思います。いろいろ細かく書かれても、正直、皆さんタイトルだけ読んで中まで全部きちんと読まれないと意味がありませんので、本当に簡潔にわかりやすく、また、実情に応じて作成していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、2 点目の乳児用液体ミルクについてお尋ねいたします。

先ほど答弁で非常に前向きな答弁をいただいたということで捉えておりますが、災害時の備蓄品としても検討していただけるということでございます。また、啓発についても、母子手帳の交付や赤ちゃん訪問のときにも普及啓発、また、家庭における備蓄の推進なども行っていただくということで今、御答弁いただきまして、非常に前向きに考えていただいているなど正直に思いました。

先ほども言いましたが、ただ、国内産が市販されるまでちょっとまだ時間がありますので、その時間の間に普及啓発、こういうのがあって、いざというときにはこういう便利なんだよというのをぜひ市民の方に、赤ちゃんがいらっしゃる世帯はもちろんなんですが、その周りの市民の方、御家族の方にもやはり知っていただくように、広報を利用するか何か方法を考えてぜひ普及に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（牛嶋利三君）**

梶嶋総務課長。

**○総務課長（梶嶋晋治君）**

液体ミルクの国内産の話が最近出ておりますけれども、まず、消費期限が非常に短いということがございまして、6 カ月から1 年ということで今、新聞報道なされてあるかと思えます。そのため、6 カ月ということになりますと、備蓄品の管理というのに非常に気を使わなきゃいけないというふうを考えております。そのため、備蓄品の品目につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、価格面と消費期限等を見きわめながら検討してまいりたいとい

うふうに考えております。

また、啓発につきましては、洪水ハザードマップ、そういったところにも家庭内備蓄として啓発することは可能かというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

1 番奥菌由美子君。

○1 番（奥菌由美子君）

よくわかりました。では、ハザードマップにもぜひ載せていただきたいと思います。

次に、3点目の小・中学校体育館の避難所機能の整備でございますが、先ほどちょっと答弁で、やっぱり学校に限らず、1階部分が浸水したら2階以上のトイレも使用できなくなる可能性が高いということで、災害といっても、先ほど言った浸水、台風、地震、いろいろございますけど、やはり指定避難所として小・中学校の体育館が指定されている以上、住民の方が安心して避難していただける機能の整備につきましては、市としてもしっかり取り組んでいただきたい問題かと思えます。

先ほど、当面の課題解決として、大規模災害が起こった場合は仮設トイレ、また、空調設備の設置については企業などと設備供給協定を結ぶということを検討していくということで、こちらのほうも非常に前向きには考えていただいているようでございますが、災害というのがいつどこで起こるのかわからないというのが正直なところですので、企業との協定となりますと、すぐというわけにもなかなかいかない部分もあるかと思えますので、このあたりにつきましては、ぜひ計画的に実施をしていただきたいと思えます。

平成30年7月豪雨で体育館にエアコンがなくて物すごい状態になって、安倍総理が視察に来て慌ててエアコンが入ったとかいうニュースも流れましたけど、やはり起こってから対応するのでは、なかなか後手後手に回りがちかと思えます。

こういった今後の計画などを現時点で考えていらっしゃる事があれば、もう少し詳しく教えていただければよろしいでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

梶嶋総務課長。

○総務課長（梶嶋晋治君）

指定避難所の体育館でございますけれども、基本的には運動するスペースとしてつくられ

ているものですから、空調設備、あるいは広いスペースというふうになっておるかと思えます。

先ほど、企業との連携ということで協定を結んでいくという話をいたしましたけれども、企業にはかなり仮設トイレなどの備蓄は持っているようでございます。そういったところで活用していきたいというふうに考えておりますけれども、現在、体育館のトイレ等につきましては、確かに御指摘のとおり、和式が多いとか、外にあるとか、そういったところで、かなり不便をおかけしているかと思えます。

それで、実際の指定避難所のほうに避難されない方の御意見といたしましては、確かにトイレのほうもあるかと思えますけれども、先ほど言われました空調設備であったりとかスペース確保の問題というのも、避難がなかなかしにくい一つの要因かというふうに思っております。

そういったところは、なかなか体育館というスペースの中では整備のほうは難しいと思っておりますし、トイレにつきましては、恐らく大規模災害の際はかなりの方が避難されるかと思えます。そのため、現状のトイレの数では恐らく不足するだろうというふうに考えております。そういった点から比べましても、企業との連携によります仮設トイレをいずれにしても設置しなきゃいけないかなというふうに考えるところでございます。

そういったところで、現在、施設につきましては、整備というよりもレンタルというか、そういったところで対応したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

1 番奥菌由美子君。

**○1 番（奥菌由美子君）**

よくわかりました。とりあえずは、そういった企業が持っていらっしゃる備蓄等も含めて協力しながら、もしものときの備えには備えていくということで考えていらっしゃるようですので、体育館だけではなくて、例えば、いざとなったら学校の教室を開放していただくとか、いろいろそういった臨機応変な対応も必要になってくる場合もあると思えますので、教育委員会ともよく連携をとりながら、こういった災害のときには体育館ではなくて学校の教室を開放するとか、そういった事前の協議もしっかりとさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

梶嶋総務課長。

○総務課長（梶嶋晋治君）

先ほどこちょっと言い忘れましたけれども、確かにトイレの問題については、初動時に不足するという懸念がございます。そういった面で、初動時トイレのほうに不足する場合については、学校のほうのトイレをお借りするとか、そういった部分も考える必要があるかと思えます。

今までの災害時の例でいいますと、指定避難所を開設した際には、最初のほうはそこにいらっしゃるわけなんですけれども、徐々に閉鎖をしていって、入れば公民館とか福祉施設のほうに移動できればというふうに思っております。ただ、大規模災害のときは、どうしてもそういうふうなのは困難でございますので、学校の教室の空きスペースとか、そういったところも避難所としての活用というのは考えられるのかなと思っておりますので、教育委員会と学校のほうとも協議が必要でございますので、そちらのほうで協議をして検討してまいりたいと考えております。

○議長（牛嶋利三君）

1 番奥菌由美子君。

○1 番（奥菌由美子君）

ぜひお願いしたいと思います。

それもあわせて、先ほどこちょっと言いました女性視点の避難所運営ということでも、そういった避難所機能の整備、運営の仕方についてももちろん整備が必要なんですけど、避難所の安全対策、防犯対策というのにもやはり力を入れていただきたいと思えます。西日本豪雨のときとか、性被害とか実際あったということもちょっとお聞きはしておりますので、そういった性被害防止等も含めた、女性が安心して避難所で過ごせるような環境づくりというのも、市としてぜひ避難所運営のあり方の一つとしてしっかりと検討をしていただきたいと思えますが、この点についてはどうでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

梶嶋総務課長。

○総務課長（梶嶋晋治君）

まず、避難所を設置する際の居住スペースにつきましては、男性用、女性用というのは区

分けして配置する必要があるかなというふうに思っております。

それから、警備のほうでございますけれども、今検討している分につきましては、先ほど答弁いたしました避難所運営マニュアルというのを作成する予定といたしております。そういったところで、いろんな運営班をつくっていききたいなというふうに考えているところがございます。

その中に、先ほど言った居住スペースをする点とか支援物資を配付する方、そういった運営班をつくっていききたいというふうに考えておりますし、先ほどの性被害については、見回りといいますか、そういったところも検討の材料としてはあるのかなというふうに思っております。

これから作成していくような形になりますけれども、そういった視点は盛り込んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

1 番奥藺由美子君。

**○1 番（奥藺由美子君）（登壇）**

これから作成されるということですので、ぜひその点につきましては、特によろしく願います。

以上で1 問目の質問は終わらせていただきます。

続きまして、2 問目に入らせていただきます。

次に、2 問目の買い物弱者支援の今後の施策について質問させていただきます。

平成27年12月議会で、私は買い物弱者支援について一般質問いたしました。

その際、福祉バスの運行や商工会と連携した「みやま市買い物おたすけ帳」の作成、またHEMSを活用した買い物サービスを計画しているとの答弁をいただきました。それから約3 年がたとうとしていますが、その後の進捗も含め、3 点お尋ねいたします。

1 点目に、買い物弱者支援の現状についてお尋ねいたします。

高齢者や障害のある方などを対象とした福祉バスが、ことし3 月から誰でも利用できるコミュニティバスとなり、コミュニティバスについてのアンケートを区長からとるなど利便性の向上に取り組んでおられますが、一方で、みやま市買い物おたすけ帳については利用されている方が少ないように感じます。現在までの利用状況がどうなっているのか、お教えくだ



さい。

また、みやまスマートエネルギーが運営するHEMSを活用した買い物サービス「みやま横丁」については、全員協議会などで御報告いただいておりますが、改めて現在までの利用状況と今後の計画についてお教えください。

2点目に、高齢者からの要望が多い乗り合いタクシーについてお尋ねいたします。

ことし3月からコミュニティバスになったばかりでもあり、古賀議員が6月議会で地域運営の福祉バスについて質問され、執行部より現在のコミュニティバスの運行を見守るとの答弁がありました。

今後もコミュニティバスの運行を続ける方針と承知していますが、地域公共交通会議で高齢者からの要望が多い乗り合いタクシーなどの協議を行う余地はあるのか、お尋ねいたします。

3点目に、高齢者福祉としての買い物支援についてお尋ねいたします。

第2次みやま市地域福祉計画、第2次みやま市地域福祉活動計画の策定に当たり実施された住民意識調査の結果、高齢者が安心して暮らしていくための重要な取り組みの1位は、利用しやすい交通機関の充実、2位が買い物支援の充実でした。要支援や要介護の介護サービスを利用するほどの状態ではないものの、コミュニティバスのバス停まで歩けない、年金生活でタクシー代の出費が大変という高齢者の方が多いと感じます。

地域福祉計画の中で、具体的な施策の方向性として移動手段の確保を挙げておられますが、コミュニティバス以外の高齢者の買い物支援を今後どうされるのか、お尋ねします。

以上、3点について御答弁お願いいたします。

#### ○議長（牛嶋利三君）

高野市長職務代理者副市長。

#### ○市長職務代理者副市長（高野道生君）（登壇）

続きまして、買い物弱者支援の今後の施策についての御質問にお答えします。

まず、みやま市買い物おたすけ帳については、現在までの利用状況でございますが、買い物おたすけ帳は、宅配サービスなどを提供する店舗や団体の情報を広くお知らせすることにより、外出が困難な方を初めとする消費者の買い物支援を目指すものでございます。また、市内商工業の振興・消費拡大による地域の活性化、さらに、宅配によるコミュニケーションで地域との結びつきを強めることも目的といたしております。

買い物おたすけ帳に掲載されている事業所は配達業務を行っている事業所であり、配達依頼の連絡を受けた際に、買い物おたすけ帳を見て依頼した否かは不明でございます。しかしながら、商工会にお聞きしましたところ、高齢者の独居世帯からの弁当注文がふえたり、買い物おたすけ帳を見て来店されるお客様がふえたなど、事業の周知に役立っていると言われる事業者がふえている状況でございます。

本冊子の成果は数字であらわしがたい状況ではございますが、これからさらに増加すると思われる買い物弱者への対応策として継続をしまいる所存でございます。

続きまして、みやまスマートエネルギーが運営するみやま横丁について、現在までの利用状況についてでございますが、みやま横丁につきましては、新電力が展開する市民サービスの一つとして平成28年6月よりサービスが開始されております。平成28年度につきましては84件の利用をいただき、売り上げは248,513円で、平成29年度は78件の利用で売り上げ129,056円となっております、利用の促進が課題となっております。

利用が少ない要因の一つとして、インターネットの利用を前提としており、高齢者等がタブレット端末などの操作になれていない部分もあるかと考えられます。

今後の計画ですが、インターネットからだけでなく、電話やファクスからの発注受け付けに対応するため、みやま横丁の掲載商品のパンフレットやチラシを作成してサービス利用者に配布する予定でございます。また、あわせてみやま横丁全体の利用促進ということで、商工会と協議を行い、電気契約者以外の一般市民の方でも利用できるよう、枠組みの構築を検討していくことにいたしております。

次に、2点目の高齢者からの要望が多い乗り合いタクシーについてでございますが、御案内のとおり、本年3月よりコミュニティバスの運行を開始し、6カ月が経過いたしました。

議員の皆様や区長の皆様におかれましては、コミュニティバス運行における地域の皆様の御意見等に関する意見書の提出に御協力をいただきまして、まことにありがとうございました。

取りまとめた御意見・御要望に関しましては、来月開催予定の地域公共交通会議において報告、協議をさせていただく予定といたしております。会議の結果につきましては、議員の皆様へ御報告させていただくほか、本市ホームページでもお知らせする予定でございます。

奥菌議員さんの乗り合いタクシーなどの協議を行う余地があるのかとの御質問でございますが、みやま市地域公共交通網形成計画の施策を推進していく上で、市民の移動需要を支え

る取り組みの選択肢の一つとして考えられるものと認識いたしております。

近隣市におきましても、乗り合いタクシーを導入し、地域公共交通機関の一翼を担っている自治体もございます。しかしながら、市内の鉄道、路線バス、コミュニティバス、タクシーといった各公共機関はそれぞれ役割が位置づけられており、各集落と各拠点とを結びネットワークを構築していることから、同じ運行エリアにおいて複数の移動サービスを確保、維持することは大変困難であります。

本市といたしましては、乗り合いタクシーなどのデマンド交通を導入することによって民業圧迫が懸念されることや、財政負担がコミュニティバスと比較して大きいことを考慮し、誰でも乗れるコミュニティバスの運行を採用することといたしました。

コミュニティバスの運行につきましては、より使い勝手のよいバスになるよう、市民の皆様の声聞きながら利便性の向上に取り組んでまいりますので、御理解のほどよろしく願います。

次に、3点目の高齢者福祉としての買い物支援についてでございます。

議員御指摘のとおり、第2次みやま市地域福祉計画・みやま市地域福祉活動計画の住民意識調査や、第7期みやま市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画のニーズ調査でも、買い物支援の充実が高齢者が安心して暮らしていくために必要であるとの結果が出ております。

現在、本市では、自主的に免許証を返納した高齢者に対し、平成28年度より買い物を含めた移動手段の支援として、みやま市高齢者運転免許証自主返納支援事業を開始しております。平成29年度からは、対象者を80歳以上から70歳以上の方、また、健康上の理由により運転に不安を感じる方に拡大し、年間30千円のタクシー利用券を2年間交付しております。また、顔写真つきで本人確認やバス、タクシーの運賃割引等にも利用できる運転経歴証明書の取得奨励金として1,100円の交付を行っております。申請に来られた方には、みやま市買い物おたすけ帳の御案内や、民間のサービス紹介を行っております。みやま市買い物おたすけ帳パンフレットは、後期高齢者被保険者証交付式の会場でも配布いたしております。

また、介護保険制度改正によって介護予防・日常生活支援総合事業が誕生し、住民が主体となって行う助け合い活動や、さまざまな生活支援サービスを充実させ、地域づくりを進めていく仕組みが盛り込まれております。

本市では、介護保険事業の通所型介護予防サービスとして、要支援1・2の認定を受けた方や、65歳以上で基本チェックリストに該当される方を対象に、「元気になる学校」や「元

気クラブ」を実施しております。

平成29年度には、みやま市商工会と連携して試行的に買い物プログラムを取り入れた「まちなかさるく元気クラブ」を取り組みましたが、現在は、介護予防プログラムに認知機能訓練と歩行訓練の目的で、送迎時のお買い物を取り入れて実施いたしております。

今後、本市では、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の増加に伴い、買い物支援を初め、生活支援の必要性が増加すると予想されます。その対応の一つとして、地域コミュニティーの活性化を図るという目的で、「助け合いのまちづくりフォーラム」を開催しております。地域ごとのグループワークでは、地域でできる助け合いの方法や、あると助かるサービスなどを話し合っております。

改正された介護保険法では、新しい総合事業として、介護事業者やNPO法人などが高齢者を自宅から病院や介護施設、スーパーなどへ車で送迎するサービスを取り組むことができるとされております。

今後は、ニーズを的確に把握しながら実施に向けて検討してまいりたいと考えております。御理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

1 番奥藺由美子君。

○1 番（奥藺由美子君）

では、具体的項目ごとにまた質問させていただきます。

買い物弱者支援の現状についてでございますが、先ほどの御答弁で、みやま市買い物おたすけ帳を見て注文されたかどうかというのが不明ということで、数値的には現状ではあらかたわからないけど、実際に買い物おたすけ帳を見て来店した方とか、高齢者の弁当注文とかがふえているという現状はあるということではあります。

数値として出ていないので、どれだけ効果が上がっているかというのは検証がなかなか難しいところかとは思いますが、もちろん一定数利用している方がいるのは確かでしょうから、そのあたりは商工会ともしっかりと連携をして、効果的な使い方ですね、事業者の拡充も含めてでしょうけど、市民の方へ今後も利用したいなと思っていただけるような魅力的な内容にするということも大事じゃないかなと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

江崎商工観光課長。

○商工観光課長（江崎秀樹君）

私のほうからお答えします。

議員おっしゃるとおり、みやま市買い物おたすけ帳、全戸配布をやったりしております。数につきましては、商工会と連携をとりながら、掲載されている事業所には、もう一度、聞き取り調査をしたいと考えております。今後、魅力あるおたすけ帳になるよう、商工会と協議して取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

1 番奥菌由美子君。

○1 番（奥菌由美子君）

どうぞよろしく願いいたします。

では、続きまして、先ほどのみやま横丁ですけど、みやま横丁に関しましても、先ほど言いましたが、全員協議会も含めていろいろな場で利用者数の御報告など、売り上げも含めて御報告をいただいておりますので、大体の内容は聞いてはおりますが、ちょっと答弁の中でもありましたが、商工会と協議を行って、電気契約者以外の方でも、一般市民の方でも利用ができるような枠組みの構築を検討しているということで今御答弁ございましたけど、これは多分、みやま市買い物おたすけ帳とはまた別の枠組みでされるんだろうとは思いますが、このあたりについて、教えていただける範囲で、ある程度内容がわかっていたら教えていただければよろしいでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

古田エネルギー政策課長。

○エネルギー政策課長（古田 稔君）

議員の先ほどの御質問にお答えしたいと思います。

みやまスマートエネルギーは、そもそも地域課題の解決ということで、今現在、電気加入者だけを限定しておりますけれども、やはり買い物弱者支援ということで、それ以外の方に対しても対応できればということで検討しております。

ただ、やはり商工会と協議する中で、市の部局それぞれが商工会と話しているというふうなところですので、先ほどの買い物おたすけ帳とかの件もありますので、その辺のところと調整を図りながらやっていければということで協議を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

1 番奥菌由美子君。

○1 番（奥菌由美子君）

ぜひ商工会、みやまスマートエネルギー、また、エネルギー政策課、商工観光課、各関係部署、部署ごとにするのではなくて、先ほどもおっしゃったように、しっかりと連携をとりながら、市民の方にとってよりよい形になるようにこれからも検討を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、2 点目の高齢者からの要望が多い乗り合いタクシーについてですが、事前にお話を伺ったときにもお聞きはしていたんですが、同じ運行エリアにおいて複数の移動サービスを並行して走らせるということは、法律上でもちょっと無理だということは聞いてはおりましたが、コミュニティバスを今後も運行する方針ということも重々知ってはおりますが、やはりコミュニティバスだけでは、なかなか市民の皆様、特に高齢者の方の御要望にしっかりとお応えできていないのが現状かと思えます。

コミュニティバスにつきましては、先ほども意見の取りまとめも含めましていろいろやっただけではないかというお声が多いということもしっかりと執行部のほうでも認識していただきたいと思いますが、そのあたりについて御答弁お願いしてよろしいでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

堤企画振興課長。

○企画振興課長（堤 則勝君）

お答えいたします。

今、奥菌議員さん言われましたように、高齢者の方にとって、そういった移動手段の足というのは非常に重要なことだとは認識しております。

答弁の中にもありましたように、現段階ではコミュニティバスを走らせて、それを向上させながら、少しでも市民の皆様にとって利用しやすいようなバスにしていきたいというふうに考えているところです。その点、御理解いただきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

1 番奥菌由美子君。

**○1番（奥菌由美子君）**

では、今後の利便性の向上も含めて、しっかりとまた見守っていきたいと思います。

3点目の高齢者福祉としての買い物支援についてですが、先ほど、みやま市高齢者運転免許証自主返納事業の御紹介などもございましたけど、実際、制度前にも運転免許証を返した方、また、運転免許証そのものを持っていらっしゃらない方については、もちろんこの制度の対象外になりますし、いろいろ買い物おたすけ帳なども後期高齢者被保険証交付式の会場とかでも配っていただいているということではございますが、やはりなかなかそれだけでは高齢者の皆様の要望にお応えできていないのが現状ではないかと考えます。

先ほど答弁の中で、介護予防プログラムで認知機能訓練と歩行訓練の目的で送迎時のお買い物を取り入れたプログラムを実施しているということではございますが、もう少しどういったプログラムなのか教えていただければよろしいでしょうか。

**○議長（牛嶋利三君）**

古賀介護支援課長兼地域包括支援センター長。

**○介護支援課長兼地域包括支援センター長（古賀富美子君）**

介護予防の意味合いを込めまして、元気が出る学校や元気クラブを開催しております。これは、通所型の介護予防教室でございます。元気が出る学校は短期集中で週に1回、全16回の取り組みになっております。元気クラブにつきましては、元気が出る学校を卒業された方々で足腰に不安のある方などが運動や認知症の予防に取り組むために出席される予防教室でございます。このプログラムの中に、お買い物支援ということではございませんけれども、帰りにスーパーなどに寄って、お買物をされるのを後から補助的に人がついていきまして、お買物をされる様子を認知機能の向上の面を含めまして支援していくようなプログラムを取り入れているということではございます。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

1番奥菌由美子君。

**○1番（奥菌由美子君）**

買い物支援というよりは、どちらかというと介護予防プログラムとして行っているということではございますが、買物をする機会がなかなかない方にとっては非常にいいプログラムだと思いますので、今後もぜひ続いていただければと思います。

次に、答弁の中でもございましたけど、助け合いのまちづくりフォーラムというのが開催されて、地域ごとの課題を、地域でできる助け合いの方法とか、あると助かるサービスなどの話し合いも行ってあるということですが、具体的に、何か現在それによって出てきた課題で地域課題の解決に取り組んでいることとかございましたら、教えていただけますでしょうか。

**○議長（牛嶋利三君）**

古賀介護支援課長兼地域包括支援センター長。

**○介護支援課長兼地域包括支援センター長（古賀富美子君）**

助け合いのまちづくりフォーラムにつきましては、ことし2月に第1回目を開催しまして、平成30年度は4回の開催を予定しております。

その中で、まず、自分の地域にはこんないいところがあるとか、反対にこういう困ったところがあるなどの御意見とか、私たちは地域でこんな活動をしていますよとか、また、こんな支え合いがあったらいいなというような意見を、地域ごとのグループワークで情報の共有や意見交換を行っております。

その中から、買い物支援をやってみようかなという地域とか、事業所のバスを介護事業所の方が貸すことができますよとか、また、うちの地域は週1回集まって活動していますよというような御意見も出てきております。その中には、もちろん移動販売があったらいいとか、買い物支援についての御意見も多くいただいているところです。

今までの具体的に取り組んであるところというのは、お買い物支援について、渡瀬地区のほうで地元の企業と連携をしまして、1日のプログラムを組まれて、いきいきサロンが中心となって活動をしてあるというのが事例としてはございます。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

1番奥蘭由美子君。

**○1番（奥蘭由美子君）**

さまざまな地域課題を話し合っていた中で、もちろん優先順位はあるかと思いますが、そういった形で買い物支援だけでもいろいろと御意見、また、協力してもいいという事業所さんが出てきているというお話を今お聞きいたしまして、非常に今後の展開に期待するところがございますので、こちらの話し合いについても今後しっかりと話し合いをしていただき



たいと思います。

答弁書の中でもありましたけど、改正された介護保険法で新しい総合事業として介護事業者とかNPO法人が高齢者を自宅から病院や介護施設、スーパーなどへ車で送迎するサービスを取り組むことができるということで御答弁いただいておりますが、本当にそういった地域の身近な困っている方のお声をしっかりと市のほうでも酌み取っていただきまして、しっかりと検討をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（牛嶋利三君）**

古賀介護支援課長兼地域包括支援センター長。

**○介護支援課長兼地域包括支援センター長（古賀富美子君）**

今後は、高齢者の生活支援体制の整備を図るためにも、助け合いのまちづくりフォーラムは継続して、また、充実させてまいりたいと考えております。

その中で出されたニーズや意見を十分に把握して、商工会とか、事業所とか、企業、スーパーなどと連携をしまして、今後、介護保険制度の移動支援サービスも取り入れて活用をしながら、助け合いのサービスを充実させていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

1 番奥藺由美子君。

**○1 番（奥藺由美子君）**

ありがとうございます。今、非常に前向きな御答弁をいただけたと思います。

やはり買い物につきましては、必ず必要なものでございますし、高齢者の方にとっては特に不便を感じていらっしゃる部分でございますので、今後もしっかりと取り組んでいただくことを希望いたしまして、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（牛嶋利三君）**

続きまして、4 番末吉達二郎君、一般質問を行ってください。

**○4 番（末吉達二郎君）（登壇）**

改めまして、こんにちは。4 番議員、末吉達二郎です。議長の許可がありましたので、一般質問を行います。

市が委託し、一般社団法人みやま放課後児童クラブが受託して運営されている放課後児童クラブについて質問します。

小学生低学年が学校で過ごす時間は年間で約1,200時間、一方で、放課後、夏休み等の長期の休みを過ごす時間は約1,600時間と長い時間です。保護者が安心して働ける環境を確保すると同時に、子供が豊かな放課後を過ごせることが重要です。

そこで、今回は放課後児童クラブで過ごす児童と、入所基準に該当せず入所できない児童の放課後の過ごし方の2つの視点で一般質問を行います。

具体的事項1では、児童クラブの運営に当たり、社団法人、子ども子育て課、学校、教育委員会がどのような連携をとり運営されているかについてお尋ねします。

みやま市まち・ひと・しごと総合戦略の中で、若者の流出に歯どめをかけるために、結婚、出産、子育てなど若い世代が安心して暮らしていけるまちに取り組む市の重要施策として放課後児童クラブが掲げられています。

放課後児童クラブで生活する子供たちには、いろいろな性格、また、多様性を持った児童がいると思います。そのような集団の中では、子供同士のトラブルや、特徴ある子供のため児童クラブだけでは解決できないこともあると思います。このような場合、それぞれの機関がどのように対応し、連携されているかについて答弁を求めます。

具体的事項2、市と一般社団法人みやま放課後児童クラブが契約している放課後健全育成事業業務委託契約書に掲げる業務委託内容と保護者のニーズにずれはないか。保護者のニーズが少し重たい場合のフォロー体制、また、待機児童が発生していると聞きますが、これらのことについて答弁を求めます。

具体的事項3、放課後児童に対する教育委員会の基本的な考え方についてお尋ねします。

先ほど述べたとおり、年間を通せば学校にいる時間は放課後の時間が長い。みやま市においては、平成30年度現在、みやま市小学校児童数は1,762名、その中で467名、約3割の児童が放課後児童クラブに入所しています。それに対して、入所していない7割の放課後の過ごし方について教育委員会は把握しているのか。

みやま市の放課後児童クラブは小学校に設置されています。小学校グラウンド等は児童の遊び場の中心であります。児童クラブに入所した場合、保護者は一定の額を負担しますが、市費も相当の額が投入されています。小学校グラウンドで遊んでいる児童の集団は、支援員の保護下にある者とそうでない者が混在する状況となっています。福祉施策の放課後児童クラブとはいえ、市民は不公平感を抱くのではないかと思います。

最近、不審者情報も多数あると聞いています。市は全ての子供たちの安心・安全に対して

最大限配慮すべきと判断しますが、答弁を求めます。

具体的事項4、京都府舞鶴市に放課後児童クラブ運営状況を目的に議員視察に行きました。当該市においては、クラブの意義・役割、主要な視点、重点課題、課題解決の方向性を体系的にまとめてあり、これらに係る機関が共通の課題として共有し、今後展開するようになっています。みやま市においても、具体的事項3の課題を含んだ指針を作成されるべきと思います。答弁を求めます。

**○議長（牛嶋利三君）**

高野市長職務代理者副市長。

**○市長職務代理者副市長（高野道生君）（登壇）**

それでは、末吉議員さんの放課後児童クラブについての御質問につきまして、1点目、2点目、4点目の市長部局の分についてお答えいたします。

まず1点目の、児童クラブ運営に当たり、社団法人、子ども子育て課、学校、教育委員会のかかわりについてでございますが、放課後児童クラブは、放課後児童健全育成事業として、児童福祉法の規定に基づき、就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に適切な遊び場や生活の場を提供することにより児童の健全な育成を図る事業と定められております。

本市では、一般社団法人放課後児童クラブに業務を委託し、実施いたしておりますが、事業を遂行するためには、関係機関との連携を図ることにより、あらゆる課題等に対応するための体制づくりが必要です。現在は年に1回、社団法人、子ども子育て課、学校、教育委員会による会議を開催しております。内容としましては、放課後児童クラブ施設の修繕等の管理、学校施設の借用、緊急時の対応等について確認を行っております。

また、個別事案等協議が必要な場合は、その都度関係機関による協議を行っているところでございます。

次に、2点目の市が社団法人と委託している業務内容と保護者の意識とにずれはないかについてでございますが、放課後児童クラブの概要につきましては、入所申込書や広報誌、ホームページ等でお知らせをしているところですが、配布している資料の中には、詳細な説明等が記載されていないのが現状です。

放課後児童クラブの円滑な運営につきましては、保護者の理解、協力が不可欠です。そこで、平成31年度入所申込書には、目的、留意点、運営指針等を具体的に明記することにより、

保護者の理解を得ながら、信頼関係を築いていけるよう努めてまいりたいと考えております。

事業の委託内容のチェックにつきましては、年度終了後に、社団法人からの事業報告書による確認と、定期的に実地調査を行っております。今後は、その中で、具体的な事業の内容についても、随時社団法人と確認しながら進めていきたいと考えています。

保護者のニーズに対するフォローにつきましては、放課後児童クラブの運営の中で、保護者との連絡、保護者からの相談への対応、保護者との連携が行われることにより信頼関係を築いていけるよう、社団法人と十分な協議を行っていききたいと思います。

4月1日現在の放課後児童クラブの入所児童数は476名です。また、近年、放課後児童クラブの入所希望者が増加傾向にあり、待機児童も発生している状況でございます。今後は待機児童解消に向け、必要に応じて施設整備等も進めていきたいと考えております。

次に、4点目の放課後児童クラブの意義・役割を再評価するべきではないかでございますが、現段階では、クラブの意義・役割、主要な視点、重要課題、課題解決の方向性を体系的にまとめたものの作成には至っておりませんが、今回いただいた視察資料も参考にさせていただき、また、平成31年度には、第2期みやま市子ども・子育て支援事業計画を策定する予定になっておりますので、その中でも関係機関と連携しながら課題整理を行い、方向性を検討していきたいと考えております。

今後、共働き家庭等の増加に伴う利用ニーズの拡大により利用者数も増加すると考えられますが、関係機関での協議の充実を図りながら課題の把握、解決の方向性を見出し、子供たちのための安全で安定した遊びや生活の場を確保し、健全な育成に努めていくことが必要と考えているところでございます。

#### ○議長（牛嶋利三君）

井上教育長職務代理者。

#### ○教育長職務代理者（井上正明君）（登壇）

続きまして、教育部局に関する部分につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

初めに、1点目の児童クラブ運営に当たり、社団法人、子ども子育て課、学校、教育委員会のかかわりについてでございます。

教育委員会のかかわりとはしましては、先ほど市長職務代理者の答弁でもございましたが、現在は1年に1回、社団法人、子ども子育て課、学校、教育委員会による会議を開催し、

運営上の課題について協議し、確認を行っているところでございます。

また、学校の窓口となる先生と放課後児童クラブの窓口となる指導員の方を中心として、子供の対応策についての情報交換の場を設けております。しかし、学校ごとに開催の頻度や連携・対応の内容に違いがあることから、より充実した場とするための協議も必要だと考えております。

次に、3点目の放課後児童に対する教育委員会の基本的な考え方はについてでございます。

まず、放課後や休業日などの学校活動以外での児童に関しましては、基本的に各家庭保護者等の保護管理下にあるものと考えております。

学校では、放課後児童クラブに入所していない児童に対しましては、授業が終了した後は、まず、真っすぐに家に帰ること、その後、安全に気をつけて過ごすよう指導を行うとともに、全ての保護者へも安全な放課後の過ごし方について十分配慮をいただくようお願いをしているところでございます。

また、放課後や休業日の児童の過ごし方につきましては、それぞれの児童ごとに、児童クラブに入所して活動をしたり、好きなスポーツクラブや習い事、また、各家庭での勉強や仕事の手伝い、遊びなど、さまざまな過ごし方をしていると考えられますが、現状として児童一人一人を詳しく把握しているわけではございません。また、末吉議員御指摘の、放課後児童クラブに入所している児童とそうでない児童が運動場で一緒に過ごしている状況や、その課題の把握についても同様でございます。

教育委員会としましては、今後、児童の福祉や教育など子供に関係する部署を初め、学校、放課後児童クラブともさらに連携を深めながら、放課後児童につきましても協議を行うとともに、さまざまな面から全ての子供たちの支援について検討していく必要があると考えております。

あわせて、放課後や休業中においても、引き続き児童が安全・安心に過ごせるよう、家庭や地域の協力を得ながら進めてまいります。

次に、4点目の放課後児童クラブの意義・役割を再評価すべきではないかでございますが、先ほど市長職務代理者答弁にありましたように、平成31年度には第2期みやま市子ども・子育て支援事業計画が策定される予定で、その中でも、関係機関での協議を深め、課題整理を行い、方向性が検討される予定でございます。

教育委員会といたしましても、関係機関の一員として、さらに連携を図り、全ての子供た

ちが安全・安心に暮らせるよう取り組んでいく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

答弁ありがとうございました。丁寧な答弁でしたが、言っているのは、前向きに捉えるというようなニュアンスは十分受け取りましたが、具体的に方向性というのが、あんまり私自身、問題意識とちょっとずれがあるような点もありますので、具体的に質問していきたいと思えます。

具体的事項1点目と2点目は密接な関係がありますから、一緒に質問させていただきます。

市長職務代理者の答弁によりますと、放課後児童クラブは、放課後健全育成事業として保護者が就労等により昼間に家庭にいない児童に対し、放課後に適切な遊びの場や生活の場を提供することにより、健全な育成を図る事業であると説明されました。

それで、お尋ねしますが、児童クラブには大きなクラブ、小規模なクラブがあると思いますが、集団が形成された場合、いろんな事案が発生すると思えます。これはもう多分、十分熟読されていると思えますが、児童家庭局より放課後児童クラブ運営指針というものが発せられています。この指針によれば、本市の場合は民間委託としていることから、市の子ども子育て支援課、一般社団法人みやま放課後児童クラブ、それと教育委員会、学校が十分な連携を図っていかなければならないはずで。

それで、あくまでも例えばの話なんですけど、児童クラブの中でいじめのような問題が発生した場合の処理は、これは当然委託を受けている一般社団法人が現場の方で一時的に処理、指導を行っていく問題であるが、私もPTAとか長くかかわっておるから、いろんな副次的な問題が連鎖的に出てくるんですよね。そういうときに頼りになるのは、児童クラブの場合は教育委員会、学校、子ども子育て課と思えます。そういう中で、この連携というのはいまうまくいっているのか。担当課長さんでもいいです、部長でもいいけど、それぞれ、これでいくと年に1回ぐらい協議をやって、その都度、問題があったときはやっていますというようなことなんですけど、そこら辺もう少し具体的に聞かせてください。

○議長（牛嶋利三君）

松藤子ども子育て課長。

**○子ども子育て課長（松藤典子君）**

お答えいたします。

先ほど1年に1回、関係機関で会議を行っているというふうに答弁の中で申し上げましたが、現状では関係機関との連携というものが十分にできているとは言えないところもあるかと認識いたしております。ただ、今後は児童クラブの中で発生した問題ですとか課題については、クラブのほうより私たち所管の子ども子育て課のほうに上げていただきまして、学校、教育委員会、また、子ども子育て課、そして、社団法人のほうで十分協議をしながら対応していきたいと考えているところでございます。

また、課題が発生した場合に、1年に1回に限らずその都度協議を行う場合もございませうけれども、やはり児童を安全に安心した場という状況で支援員さんのほうはお預かりし、クラブの運営を行っていただいておりますので、そこについては、何かございましたら、全体の会議はもちろんですけれども、例えば、クラブと私、子ども子育て課のほうでの十分な協議等を行い、必要に応じて全体会議のほうに上げていくというようなことも今後行っていくことで考えていきたいと思っております。

**○議長（牛嶋利三君）**

野田教育部長。

**○教育部長（野田圭一郎君）**

いじめ、それから、子供のトラブルに関する御質問でございますけれども、まず、基本的な考え方としまして、児童・生徒のいじめ、それから、トラブル、これにつきましては、まず、どの子にも起こり得るものとして、子供たちを取り巻く大人一人一人がいじめに対しては絶対許されないということを、まず、そういった認識を持つことが大事だというふうに考えているところでございます。

そこで、いじめ、それからトラブルにつきまして、発生した場所が学校や地域、それからまた、先ほどから言われております放課後児童クラブ内など、どこであろうとも、その児童が在籍する学校や我々教育委員会は当然、早期発見、早期対応をするべきというふうに考えているところでございます。

また、そのためには常日ごろから学校と児童クラブは常に連携や情報を共有することが大切でございますし、また、そういった事案の拡大化、こじれ等を防止するためにも、そういった早期発見が必要かと思っております。

また、例えば、そういったことが発生した場合につきましては、当然、現場の学校、それから、児童クラブだけではなくて、先ほど福祉のほうからもありましたように、保健福祉部、それから我々教育委員会も一緒になって、その解決に向けて取り組んでいく必要があると考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

○4 番（末吉達二郎君）

非常に前向きに進んだ答弁をいただいて、多分、私、正直に答弁書に書いておる、今までうまくできていなかったという前提のもとでされて書いてあるんだろうと、私は善意に解釈しております。また、それが本当の気持ちじゃないかと思えます。

要するに、いじめに限らず何かの問題にかかわることを3人ぐらいで、そこに全然違う指導、児童クラブは児童クラブ、子ども子育て課が直接乗ることはない、学校、教育委員会、これは違うことで対応したって子供は戸惑うだけなんですよね。そこに一体性を持ってやっていかないかという視点でやっていただきたいということです。これは、一番苦勞されているのは現場の指導員と補助員と思えますよ。現場で発生してどこに相談するか、児童クラブは全部学校にありますよね。そことの情報を共有したいとか言ったって、なかなかできていなかったと思うんですよね。その反省が答弁書の中にあると思うんです。

要するに、行政、教育委員会、どちらかという力関係では上なんですよね。やっぱり強い者が弱い者に寄り添うことによって、その組織の目的というものは大いに発揮していくと思うんですよね。そこら辺について、特に学校の先生としてもされておった教育長職務代理者の御意見は、例えば、学校長の会議なんかでも話をしていただかないかと思えます。そういうところを含めて、今後の決意も含めて、この連携について答弁ください。

○議長（牛嶋利三君）

井上教育長職務代理者。

○教育長職務代理者（井上正明君）

先ほど野田教育部長が申しあげましたように、学校の子供たちが抱えている問題については、最終的にはやっぱり学校がきちっと対応していくべきだろうというふうに考えております。連携、連携と言いながら、ともすればあそこがやるだろう、ここがやるだろうじゃなく



て、子供が在籍している学校が最終的に責任を持って対応していくべきだろうと。そして、その対応すべき課題に向かつては、教育委員会が適切な指導をしていくべきだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

○4 番（末吉達二郎君）

今、非常に大事なことを言われたと思います。そういう気持ちで学校現場もやっている、ということは、校長先生が筆頭になって、そういう姿勢を児童クラブには主任の方たちもおられると思うから、常日ごろからそういう気持ちを寄り添っていったらうまくいくんじゃないかと思いますので、教育長職務代理者は小学校の校長会とかあると思います。そのときに、いま一度今のような訓話みたいなのをしてもらいたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

井上教育長職務代理者。

○教育長職務代理者（井上正明君）

ぜひ時間をとってやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

○4 番（末吉達二郎君）

それで、これはもう決意を表明してもらったからいいんですけど、これは行政のほうに聞きますけど、今まで児童クラブの中の危機管理マニュアル的なものはあるんですか。児童クラブとして、それが当然ながら現場のほうの児童クラブに行っておると思うからですね。何でもあるじゃないですか、防災でも一緒、マニュアル的にこうこうしていかないかとか、そういうものです。

○議長（牛嶋利三君）

松藤子ども子育て課長。

○子ども子育て課長（松藤典子君）

緊急の場合の連絡といたしますか、連携のとり方については、一応4者、学校と放課後児童

クラブと子ども子育て課、それと、教育委員会のほうで取り決めは行っております。（「文書があるんですね」と呼ぶ者あり）はい、図式化してうちのほうで作成しております。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

そういうものが用意されておるなら、それを肉づけしてやっていただきたいと思います。

それと、あと一つは、やっぱりこれは行政全て市長のトップの判断、特に教育委員会の改正もあって、市長の関与が大きいと。そういうことで、いわゆる取りまとめをするトップが1人じゃないと、それが全部に行き渡らないわけですよ。そいけん、今後は組織的な見直しもするという——組織じゃない、教法書をつくっていくということですから、そこら辺の調整機能を持ったトップ的なものをつくるとか、そういうことの検討もしてもらいたいですけど、松尾保健福祉部長、どうですか。

○議長（牛嶋利三君）

松尾保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾 博君）

教育委員会と教育部のほうと保健福祉部の連携という意味でも、この放課後児童クラブにこういったいろんなトラブルがあった場合の対応を含めてマニュアル化するというのがありますけれども、その中で、こういった体制で、どこの部署がこういった責任を持って、こういった役割を果たしていくと、そういった部分もきちんと協議をしまして、明確にさせていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

いわゆるいじめ等の問題発生、そういうのが発生した場合の対応については、4者が強力に連携をして今後当たっていくということを行政のほうも教育委員会のほうも言っていたので、それを十分見詰めていきたいと思います。私の総合的な提案は4番でしますので、そのときに話させていただきます。

そして、保護者等のニーズの意識の差ですね、これは、なぜこれをお尋ねするかという、

私は文教厚生常任委員会の委員になりまして、初めて総会に出たんですよね。そのときに、正しい真つ当な意見を言ってある保護者の方がほとんどですけど、これは児童クラブのほうに尋ねることじゃないやないかと、前面に出るのは子ども子育て課じゃないか、市じゃないかというような事案があったのでお尋ねしたわけです。それについては、今後、募集要項なんかにきちっと書くということですけど、ああいう総会の場に出た場合は、やっぱりそれを委託している側のほうも発言するべきじゃないかと思えますけど、松尾保健福祉部長、どう思いますか。

○議長（牛嶋利三君）

松尾保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾 博君）

今年度行われました放課後児童クラブの社団法人の総会がございまして、この中で保護者の方からいろんな意見が出されたわけでございます。このことについてなんですけれども、私も初めて出席させていただいたんですけれども、その中で出た意見をお伺いしておりますと、保護者の方の御意見、それから要望については、非常に多様化しているのではないかなというふうな印象を受けたところでございます。

そこで、そういった要望でありますとか、そういった部分を保護者の方からよく話を聞くという部分がまずは大事だというふうに思っていますので、その上で簡単に対応できるものもあれば、重たいようなニーズもあるかと思えます。それで、そういった部分につきましては、その内容に応じて、私ども担当課のほう、市のほうと十分協議して、中には施設の改善でありますとか、そういった部分も多々あるようでございますので、そういった部分は市のほうの管轄として対応してまいりたいというふうに思っておりますので、それも含めて社団法人のほうと十分連携しながら、今後進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

私はこの放課後児童クラブ及び放課後児童の対処については、ことしを元年のような気持ちで捉えていって、今までのことについていろいろ言うつもりはないです、他市に負けないようにしてもらいたいという気持ちが、前向きな答弁してもらってありがとうございました。

私がさっき言ったのは、保護者会で質問されたとき、社団法人だけじゃ対応できない質問に、見よって対応されておる先生が大変やなという気がしたんですよ、名前は言いませんけどですね。やっぱりああいうところも事前に協議して、行政のほうも、例えば、施設面とか言われたってどうしようもないでしょう。しますとか、できませんとか、そういうことは言えないし、そういうところで総会のフォロー体制もつくるべきじゃないかと思うけど、部長答えていただいて、現場を一番知ってあるかもしれんから、松藤子ども子育て課長どうですか。

○議長（牛嶋利三君）

松藤子ども子育て課長。

○子ども子育て課長（松藤典子君）

議員おっしゃるとおり、施設整備等に関しましては、こちら、市のほうできちんと整備をしていく必要があるかと思っております。放課後児童クラブ、社団法人のほうでそれぞれのクラブのそういった、例えば、修理が必要な箇所でしたりとか、工事が必要な箇所でしたりとか、そういったところはそれぞれのクラブのほうからの情報が上がってきているかと思しますので、事前にこちらのほうにも情報をいただきまして、そういったところにつきましては、優先順位等も考えながら把握していきたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

私も前向きに話していきますけど、今まで児童クラブ、一般社団法人から行政のほうに上げて、なかなか太鼓が鳴らなかったというようなことも聞いております。これは事実かどうかわかりませんが、今度は松尾保健福祉部長と松藤子ども子育て課長がおられて、そこを響くようにしていくという答弁を今されましたから、前向きにさせていただくようにお願いします。

次に、小1の壁と、新1年生に係ることなんですが、これも指針なんかにも書いてあります。保育所から上がってくる1年生ですね、これ2つの問題があるわけですよ。1つは、小1の壁と言いますが、就労家庭の子供が保育園から小学校に上がる際、要するに保育所の場合は長時間預かっていたいただけるわけですよ。それに対して、児童クラブになった場合は、今現在は朝8時から6時半ですよ。だから、小学校1年生に上がることによって就労の形

態が変わるとか、だから、共働きせないかんのにやめざるを得ないというような状況になっております。

私ももう十分知っているんです。みやま市に関しては、他市より比べて朝早くからあけてあるということも私は知っております。そういう努力をされておりますけど、これも今後、広い視野で、すぐということじゃなくて、小1の壁、ここら辺の問題について情報を共有するということも含めて、新1年生の情報を児童クラブがいかにしてとるか、これは学校経由でもいいわけです。そこら辺の連携、それと、小1の壁という問題について今後対応していくと。これはすぐはできないです、わかっております。だけど、やっぱり課題意識を持たないとできないから、どちらか答えてください。

**○議長（牛嶋利三君）**

松藤子ども子育て課長。

**○子ども子育て課長（松藤典子君）**

まず、保育所や学校等との情報共有という分についてでございますけれども、確かに保育所と学校等との情報共有については必要と考えているところではあります。何分保護者の同意のもとで対応するということが大前提でございますので、今後の検討課題とさせていただきますと思いますが、連携を進めていくためには、それぞれ担当部局との、そういった共有ができるための連携による協力というのも非常に不可欠ではないかと思っております。何分保護者の方の同意というものがないと、やはりそこは厳しいところではありますので、今後そういったところをどうしていったらいいのかというのは検討課題とさせていただきますと思います。

もう一点、小1の壁の問題につきましても、恐らく開所時間の延長などというような問題が出てくるのではないかと考えておりますが、現場を運営されている支援員さんを含め、クラブのほうとも協議しながら、こちらも今後の検討課題ということでさせていただきますと思います。

**○議長（牛嶋利三君）**

4番末吉達二郎君。

**○4番（末吉達二郎君）**

すぐ解決できることじゃないことはわかっていますけど、ちょっと課題として提言させてもらっておきます。

さっき言いよったバイブル的な放課後児童クラブ運営指針についてと。この中には、学校を含めて、保育所を含めて情報の共有をなさないと。そのためには、おっしゃったとおり、保護者のほうの同意をまずとるという前提で、学校の場合、私が聞いた話によると、学校の先生が教えられないというスタンス的なところもあるみたいなんですよ、児童クラブに対しては。だけど、相手は1人なんですよ、子供なんですよ。何かやっぱり問題行動を起こす場合は、予兆は双方にあらわれると思うんですよ。だから、どうしたって児童クラブに預けるばってん、学校の情報はできんという保護者の場合はできないけど、そこは学校のほうが本当に子供のことを思うなら、やっぱり要するに児童クラブというのは家庭の一環ですよ。家庭のかわりをその時間しておるわけですよ。そういうところは学校のほうでも十分児童クラブの性格をお伝え願って、情報の共有をしたほうがいいですよ、子供のためですよというようなことをすべきじゃないかと思えますけど、教育長職務代理者、どう思いますか。

**○議長（牛嶋利三君）**

井上教育長職務代理者。

**○教育長職務代理者（井上正明君）**

先ほどから申し上げておりますように、子供が在籍している学校の責任のもとに、きちんと連携を図りながら、そのときに学校がリーダーシップをとりながら進めてまいりたいというふうに考えております。

**○議長（牛嶋利三君）**

4番末吉達二郎君。

**○4番（末吉達二郎君）**

子ども子育て課及び教育委員会も十分事の問題の本質について理解をいただいて、だから、もう最後にその分で共有ということだと思いますと、やっぱり教育委員会としては、学校が現場だろうと思います。放課後児童クラブについては、子ども子育て課の最前線が各学校にある児童クラブだろうと思います。そこに寄り添ってやっていかれることをお願いしておきます。

次に、待機児童がありますと書いてありますが、大体何人ぐらいいるんですか。

**○議長（牛嶋利三君）**

松藤子ども子育て課長。

**○子ども子育て課長（松藤典子君）**

待機児童につきましては、現在、利用する基準はクリアされていても利用できなかった児童という意味では、今、40名ほどの児童がいると把握しております。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

その待機児童がおる主な理由ですね、それはどういうところから40名の待機児童が発生しているんですか。

○議長（牛嶋利三君）

松藤子ども子育て課長。

○子ども子育て課長（松藤典子君）

まず、一つの要因といたしましては、現在、児童1人に対して面積が大体1.65平方メートル以上という国の規定がございます。一つは、やはり施設の規模、面積等の問題が大きいのではないかと考えております。あとは、支援員さんの体制の問題も含まれるかと思っておりますが、施設整備に関しましては、先ほどから申し上げておりますとおり、うちのほうでまた今後、検討していく部分も出てくると思っておりますが、支援員さんの体制の分につきましては、例えば、支援員さんの確保の問題であったりとか、あと、資質向上の取り組み等必要になってくるかと思えますけれども、そういう分につきましては、また社団法人のほうとお話をさせていただきながら、協力して一緒にやっていきたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

基準に合って、入りたいけど入れないという、保育所がそういうもので非常に社会問題。いずれまたこの問題というのは児童クラブも同じようになってくるから、先取りしてこういうものが発生しないよう、例えば、支援員の数の問題、その労働の対価の問題もあろうかと思えます、いろんな問題あると思えます。あるいは学校の敷地がないとか、いろんな問題があると思えますけど、この点については、松尾健康福祉部長、しっかり待機児童が発生するというのはよくないと私は思うので、待機児童という言葉が適切かどうかは私にはわかりません。だけど、そこら辺を総合的に勘案する、これは堤企画振興課長にぽっと突然振りますけど、総合戦略の中でもこれは取り上げてありますよね。そういう問題があります、そ

いけん、それを含めて対応していただきたい、もう一言でいいです。

○議長（牛嶋利三君）

松尾保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾 博君）

待機児童の件は、やはり答弁の中にもありましたけれども、近年、だんだん入所希望者がふえてきているという状況にありますし、また、平成27年から高学年の受け入れも対象になってきているという状況がありますので、やはり建物の大きさとかが不足してきているという状況がまずはあるかというふうに思っております。この分を十分見きわめながら、今後対策を考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

ありがとうございます。前向き前向きに答えてもらい、あとは成果が伴えば拍手を後で送りたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

それで、第3項に入ります。

答弁では、具体的事項3、放課後については基本的には保護者の管理下に移行し、及び放課後の児童一人一人の行動を詳しくは把握していないという答弁でしたけど、私が知っておる範囲内では、1学年を対象ですけど、学力テストで——学力テストやったかな、正式名称は違うかもしれませんが、放課後の活動状況というのを調査があっていると思うんですよ。これは開示できるはずですから、大体どういう状況か、全体的な状況を、簡潔にいいです。それと、一番放課後の児童の遊びの多いのはどれなのか教えていただけませんか。誰か担当の方、お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

野田教育部長。

○教育部長（野田圭一郎君）

この件につきましては、屋形指導室長のほうからお答えをさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

屋形指導室長。



### ○指導室長（屋形朋子君）

児童・生徒の放課後の過ごし方につきまして、議員の御指摘のとおり、全国学力・学習状況調査の中に質問項目がございます。

質問内容は、「放課後に何をして過ごすことが多いですか」というような質問がございます。この放課後に何をして過ごすことが多いかの回答で、これは複数選択になっておりますけれども、9つの選択肢があります。例えば、家で勉強や読書をしている、放課後児童クラブに参加している、学習塾など学校や家以外の場所で勉強している、習い事をしているなどの選択肢でございます。

みやま市の6年生の傾向としましては、全国または県の平均と比較して多く選択されているものは、家で勉強や読書をしている、家族と過ごしているということが多くて、70%を超えております。低いものにつきましては、放課後児童クラブに参加している、学習塾や学校や家以外の場所で勉強しているとなっております。

しかし、この調査に関しては、6年生のみの調査結果となっておりますので、本市の児童の全体的な統計となっております。特に低学年で調査をするとしますと、スポーツや習い事をしているというのは低くなり、放課後児童クラブに参加しているというのは当然高くなる傾向にあると思います。いずれにしましても、全学年の調査は必要かと考えております。

以上です。

### ○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

### ○4番（末吉達二郎君）

今、屋形指導室長、家でテレビやDVDを見ているというような質問項目が一番高くないんですか。（「はい、そういうようなことも……」と呼ぶ者あり）今、ベストスリーの中で2つは言われたけど、ベストワンが言われていなかったような気がするけど。言われたですかね。（「言われた」と呼ぶ者あり）言われた。済みません、私の耳が悪いもので申しわけないです。

それで、私が一番気になるのは、7割の子供が家にこもってテレビやDVDを見たりゲームをしたりという人が非常に多いというのは、放課後の児童の過ごし方、外でしっかり遊んでおって、児童クラブの生徒とこうこうなったりとか、そういうところをかなり予測しておったんですけど、これは特徴的な、高学年だからと今、指導室長が言った部分が、今度は

低学年になると、学童に行く割合も高くなるうけど、近所に遊びに行ったりとか、運動場に遊びに行ったりというような者が出てくると思います。

これについて、私は教育長職務代理者が学校の中、子供というものは学校が基本的に見ていくということ言われているので、同じ回答をしていただけたらと思うんですけど、要するに、3割こうやって児童クラブには多額の資金が投入されるわけ、これは当然せにやいかんことです。これを批判しているつもりは全然ないです。だけど、あと7割の子供に対しては、さっきちょっと演壇で言いましたとおり、児童クラブは児童クラブの役割があるから、それ以外のサービスはできないですよ。そのときに、学校としては放課後は家庭の責任ですよという、何かそういう答弁に聞こえてしまったから、そこら辺は、本意はそういうところじゃないと思いますので、誰か指導室長でもいいし、野田教育部長でもいいんですけど、お答えください。

**○議長（牛嶋利三君）**

野田教育部長。

**○教育部長（野田圭一郎君）**

放課後の児童につきましては、やはり教育委員会としても考えます。当然、福祉の面からの政策とか教育の面からの政策等あるかと思います。

教育委員会としましては、特に社会教育課のほうがこういったところについての支援、フォローをすべきというふうに考えておりますし、今現在にしましても、放課後につきましては、アンビシャス広場の開催とか、また、各支館、公民館等においての子供たちを対象とした、そういった教室とか事業が開催されておるところでございます。

ただ、懸念されるのは、なかなか平日に限って定期的に行われている分がかなり少のうございますので、今後につきましては、そういったところの対策、フォローを検討していかなければいけないんじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

4番末吉達二郎君。

**○4番（末吉達二郎君）**

一つ大きな視点を持ってもらいたいのは、児童館ですね。これは松尾保健福祉部長もわかっているように、児童福祉法の中で児童クラブがあるのと同じように、子供たちが元気に

育つような施設をしなさいということで児童館という定義があるんですよね。そちらのほう、児童クラブはもう喫緊の問題でされておるけど、7割の子供たちが対象になる児童館はみやま市にないんですよ。あるなら、後であるということで答えてください。

だから、そこら辺に視点を向けないと、私は児童館をつくってくれと言いはるわけじゃないです。いろんな多様な施策が出てくると思います。例えば、廃校を利用していろんなことをやっていくとか。

やっぱり私は社団法人から聞いたことがありますけど、子ども子育て課に苦情に来らっしゃればいいんだけど、何となく一般の方は、一般社団法人が経営しているけん、何で児童クラブだけ金を使わないかんとかと、ほかの子供たちの金はないやないかという苦情もあるわけですよ。それで、そこは最前線で頑張っておられるわけですよ。

そいけん、そこら辺も私自身も思うわけですよ。7割は通っていないわけです。需要は多くなるから、これが6・4になったりとかするかもしれませんが、そういう、他市にあるんですよ、八女市、筑後市、柳川市も児童館は全部あります。そういうものをまた新たにつくれということじゃなくて、それはいろんな工夫でできると思いますから、そういうところも松尾保健福祉部長、考えていただきたいけど、どうですか。

○議長（牛嶋利三君）

松尾保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾 博君）

御指摘のとおり、今、みやま市には児童館というものはございません。放課後の子供たちがどういうふうな場所で安全に過ごすのかという部分は、教育部のほうと保健福祉部のほうと十分これから協議する必要があると思いますが、あとはもう一つ、地域、それから、家庭ですね、そういったところとの状況も含めて考えていかなければいけない課題じゃないかなというふうに思っております。

今後、来年度に子ども・子育て支援事業計画の第2次計画を策定予定でございますので、その中でも教育部のほうとも十分調整しながら、そういった課題に向けた計画なり、そういった部分を検討していきたいというふうに思っているところです。

児童館については、今後の検討課題ということでさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

○4 番（末吉達二郎君）

よろしく願いしておきます。

最後に具体的事項4について言いますけど、今、平成31年に策定実施ということなのか。何でこれを聞くかという、喫緊の課題として、もう課題が見えておるわけですよね。それに対症療法をしていかないかんから、その中で制度的にはやりますけど、喫緊の課題は喫緊の課題としてやっていきますということだけは確認しておきたいので、お答え願います。

○議長（牛嶋利三君）

松尾保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾 博君）

今御指摘のとおり、長期的な課題と喫緊の課題とあると思いますので、喫緊の課題については、すぐにでも対策するような会議をもって対応したいと思います。長期的な課題については、そういったふうに計画性を持って対応すべきだと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

○4 番（末吉達二郎君）

教育委員会も同じ考えでいいですね。「うん」なら「うん」と。（発言する者あり）「うん」ですね。

○議長（牛嶋利三君）

「うん」でよかったですか。

○4 番（末吉達二郎君）続

「はい」で結構です。もうよろしいです。時間も詰まっておりますので。

それで、これはきょう1 番で野田議員が言われた定住促進、これを図る上で、やっぱり子育て世帯を逆輸入してここに住んでもらうと、そういうすばらしい施策も人口減の対策なんです。そういう視点を持ってもらいたいわけです。だからこそ、まち・ひと・しごと創生総合戦略の定住促進の中にいっぱいこれは書いてあるんですよ。その点を堤企画振興課長のほうにお尋ねします。

○議長（牛嶋利三君）

堤企画振興課長。

**○企画振興課長（堤 則勝君）**

お答えいたします。

先ほど議員さん言われましたように、まち・ひと・しごと創生総合戦略では、結婚、出産、子育てなどの若い世代が安心して暮らせていけるようなまちの創出を目指すということを目標の一つに掲げているところです。

先ほどからありますように、子育て支援の具体的な施策の一つとして放課後児童クラブの充実を掲げているところです。それに取り組んで学童保育の円滑な運営を推進することとしております。そういった放課後児童クラブの充実を初め、各子育て支援事業については、若い世代の定住促進に非常に重要な取り組みと位置づけておるところです。

企画振興課としましても、今後も子ども子育て課を初めとして関係部署と連携をして、若い世代の定住促進に向けて努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

4番末吉達二郎君。

**○4番（末吉達二郎君）**

企画振興課のほうからも一緒に取り組んでいきたいということだから、十分話して進めてください。

最後は、懐、財政的な部分、これが一番肝要ですので、木村財政課長に尋ねたいんですけど、こういう施策をやると財源が必要ですよ。私が思うのは、平成27年度20,000千円だったふるさと納税が平成28年に6倍になり、そして、平成29年も一定額を取ってあるふるさと納税、真水として約1億円ぐらいあると思います。そういう財源を使って、要するに他市より光るみやま市にならんと、定住促進、子育て施策ちはいかないと思うんですよ。そういうところを考えると、財政課長の答弁をお願いします。特に、ふるさと納税で何か使ってあるか、子育て関係ですね、そこも含めてお願いします。

**○議長（牛嶋利三君）**

木村財政課長。

**○財政課長（木村勝幸君）**

ふるさと納税につきましては、本年度から事業のほうに、今まではそれぞれの基金に積み

立てるといふ形をとっていたんですけれども、本年度から事業の直接の財源として充てるようにしておりますが、おっしゃるような学童期の子育て支援と申しますか、そういった部分に直接充てている事業は、ことしに限ってはまだないというふうな状況ではございます。

ただ、おっしゃるとおり、きょうも数人の議員の皆様から人口減少対策は非常に喫緊の課題だということで指摘を受けましたし、議員おっしゃるように、学童期のこういった子育て支援策というのはやはり重要なものだというふうに思いますので、非常に財政的には厳しい状況もありますが、こういったふるさと納税、実は、ふるさと納税も約4割近くは教育文化の振興に使ってくださいとか、健康福祉の充実に使ってくださいという意思を示されて寄附をされておりますので、そういった意向にもなるだけ沿えるような形で使えるように、しっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

○4 番（末吉達二郎君）

関係部局全て前向き、また、喫緊の課題には早急に取り組むというようなことで御答弁いただきました。やっぱり最後は市長職務代理者に意気込みを私はぜひ聞きたいので、よろしくをお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

高野市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（高野道生君）

学童保育の充実は本当に重要な課題だと思っております。ただいま御指摘がございましたように、定住促進、それから人口減少に対する歯どめ、これにも関連してくる大きな問題だと思っております。

実は、西原市長はこれまで待機児童ゼロを目指してこられたんですよ。しかし、高学年まで受け入れがふえたもんだから足りなくなっているのが実態でございます。そういう面では、今後やっぱり充実させていかなければいけないだろうと思っておりますし、これは私の個人的な考え方でございます。

それから、年1回の児童クラブと教育委員会との会議等々というのは本当に少ないんじゃないかなと思っております。そこで、やっぱり子供たちの学校での様子だとか、学童保育内

での様子だとか、この状況、子供たちの様子を共通認識を持って常に子供たちを把握しておく、これが重要だと思っております。そういう面では、今、教育長職務代理者もいらっしやいますけれども、十分連携を強化して子供たちの健全育成に取り組んでいく必要があるかと思っているところでございます。

それから、この場をかりて申しわけないんですが、私のほうに、児童クラブに入るための条件があると。そして、共働き家庭だけじゃないかと、税金を投入しているんじゃないですかということをよく言われるんですよ。うちの家庭はじいちゃん、ばあちゃんがいるから入れないだとか、これはちょっとおかしい問題じゃないかということで指摘を受けておりますので、私の個人的な考え方ですけども、児童クラブそのものの条件等をやっぱり今後どうしていくかというのがあるのではなからうかなと思っております。そういうことも踏まえて放課後児童クラブの運営については考えていく必要があるんじゃないかと、私自身は個人的には思っているところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

○4 番（末吉達二郎君）

市長職務代理者の力強い言葉、御理解した言葉をいただきましたので、今後よろしく願います。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、ここで暫時休憩をいたします。休憩後の会議は3時40分から再開いたします。

午後3時24分 休憩

午後3時40分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開してまいります。

一般質問を行います。きょう最後の通告者であります前原武美君、一般質問を行ってください。

○6 番（前原武美君）（登壇）

皆さんこんにちは。今回、議会の一般質問の最後の議員として登壇しております、6 番議員、前原武美でございます。ただいま議長より一般質問の許可を受けましたので、質問をい

たします。

質問の内容についてであります。事前に通告しておりましたJR九州沿線の農地における大豆の生育異常についてであります。このことは緊急を要することでもあり、本日、私がここで質問を行う前に十分なる調査が行われているものとして質問を行います。

そこで、この場で質問を行います。先日、市内の農業者の方から相談がありまして、実は農作物である大豆の葉に異常があるとのことで、現地へ行き確認をしたところでありました。現場に案内され確認をしますと、確かに通常の大豆の成長する葉とは異なっており、これは何によるものであるか、翌日、担当の農林水産課へ持ち込み、調査を行っていただきたいと申し入れておりました。その農地はJR九州の沿線であり、上下線に隣接する農地でありました。

そこで、私なりに異常な農地を現地調査したところ、JR九州沿線のかなり広範囲に及んでおり、市の再調査をお願いした結果を報告してもらうものと、その要因が何であるのか、調査結果を報告してください。また、その農地に隣接するJR九州では軌道敷管理のために除草剤を散布され、それとの因果関係についてもお尋ねします。

また、JR九州の軌道敷除草問題であります。以前は定期的に除草を実施されており、草刈り機による除草作業でありました。しかし、近年はその作業も沿線住民に尋ねますと実施されていなく、部分的に何か所か実施されたと聞いております。それも、農地所有者がJRへ直接要請されての箇所であるとかが除草されており、それ以外はなされていないのが現状であります。

そこでお尋ねしたいのですが、沿線の農業生産者はもとより、沿線住民はJR敷地からの害虫被害や敷地からはみ出す雑草により側道の通行に支障を与えております。このような状況について行政も周知されていたと思いますが、どのような対応をなされたのか、あわせてお伺いしたい。

我がみやま市は農業のまちであり、農業生産者が安全・安心の食を提供できるためにも、今回のこのような農産物の生育異常に対して、農業生産者を守る、市民の生活を守る立場の市として今後どのように対応されていくのか、答弁のほどよろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

高野市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（高野道生君）（登壇）



それでは、前原議員さんのＪＲ九州沿線の農地における大豆の生育異常についての御質問にお答えいたします。

まず、ＪＲ鹿児島本線沿線の除草につきましては、ＪＲ九州が委託した業者が、おおむね年２回の除草剤散布や、草刈りが必要な箇所については草刈りで対応されているとお聞きいたしました。また、個別に行政区や生産者等から要請あれば対応されているようです。

市としましては、ことし１月、農政連とＪＡみなみ筑後の連名でＪＲ沿線の環境保全についての要請書を受けておりましたので、７月にＪＲ九州へ除草作業の徹底を申し入れているところでございます。

こうした状況の中で、今回、議員御指摘のＪＲ九州沿線の農地における大豆の生育異常についてでございますが、８月下旬にＪＡみなみ筑後から報告をいただき、市とＪＡみなみ筑後、南筑後普及指導センターと協議を行い、現地を調査して被害状況を確認いたしました。

ＪＲ鹿児島本線を挟んで両サイドの大豆圃場で異常が見られ、目視では葉の萎縮が見受けられました。範囲として、本市ではＪＲ渡瀬駅からＪＲ瀬高駅までの広範囲にわたっております。その後、早急にＪＲ九州へ除草剤散布の件について聞き取り及び協議を行いましたところ、ＪＲ鳥栖駅から荒尾駅の区間を８月上旬から中旬にかけて業者へ委託し、軌道敷に除草剤の散布が実施されておりました。除草剤は農薬登録をされているＪＲ指定の薬剤を使用されているとのことであります。

今回の大豆の生育異常につきましては、ＪＲ九州も委託業者も含め現地を確認されており、除草剤散布との因果関係を確認した上で生産者への対応を行うことを合意したところでございます。現在、ＪＡみなみ筑後と協力して、数カ所の大豆や水稻を採取して検査機関に残留農薬検査を依頼しており、検査結果を待っている状況でございます。この検査結果を受けまして、ＪＡみなみ筑後と南筑後普及指導センター及びＪＲ九州と連携して、収穫時までの状況を注視して生産者の不安解消ができるように対応をしてまいり所存でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

６番前原武美君。

○６番（前原武美君）

答弁ありがとうございました。この問題については、先ほど答弁がありましたように、本市のＪＲ沿線のかなり広範囲にわたる現象でございます。

それで、先ほど答弁ありましたように、早速検査をされてあって、後の対応についても述べられたんですが、ここで私が何点かお聞きしたいんですが、まずは先ほど述べました農政連とJAからJRへの除草の要望書を出されてあります。それを市よりJRへ申し入れをされたということをここに述べられてありますが、これについてはお聞きしたいんですが、答弁で口頭で言われたのか、公文書で出されたのか、それをお聞かせください。

○議長（牛嶋利三君）

宮崎農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎眞一君）

お答えいたします。

申し入れにつきましては、口頭で申し入れを行っておるところでございます。

市の新幹線担当の窓口でございます都市計画課とともに、JR九州の在来線担当、そして、新幹線担当の合同でJR沿線の環境保全について協議を行いまして、除草の徹底を申し入れたところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

6番前原武美君。

○6番（前原武美君）

今、言いますように、農業関係者団体からは要望書という文書を出されたということですね、恐らく市長へということですが。これを市が受けまして、外部団体のほうに行くときには、当然ながら市の意見を述べた進達書をつけて出すのが一般的だというふうに私は思っておりますが、そのときに、今回、まだ要因はわかりません。除草剤をまかれてある中での状況の中で、どういった最終的になるか、今、検査中ということでございますので、私もこれ以上述べられませんが、その前に、この文書を出される中で、先ほど除草剤ということ、意見書の中にどういった除草剤とかいうことを意見書として上げてあったのかどうかをすれば、その分でもかなり違ったのかなということでございますが、それはさておきまして、要望書を受けられて、JRも現地を見られて、十分沿線の方に迷惑をかけておるとことで除草をされたということは大変ありがたいことだと私は思っております。ただ、その中で、今回の分でございますが、今回、除草作業についてはどのような作業をされたのか、お聞かせください。

○議長（牛嶋利三君）

宮崎農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎眞一君）

今回の除草剤の散布につきましては、今回、このような生育異常が見受けられたことにより、早急にJR九州へ協議をしに行ったところでございます。

その中で、聞き取り及び協議をした際に、作業状況の動画、VTRを直接見せていただいたところでございます。その動画は、列車が運行していない深夜に、工作車にタンクを載せまして、レールの上を走りながら軌道敷内をノズルによって散布されている動画でございました。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6番前原武美君。

○6番（前原武美君）

列車からですか、走る列車から散布された。普通、除草剤は農薬ですよ。それを動く列車の上から散布されたわけですね。それも、今ビデオで見られたということですが、道路上のごみの散水とかはノズルでわかるんですが、農薬ですよ。除草剤を動く列車の上から散布。市長職務代理者、どう思われますか。

○議長（牛嶋利三君）

高野市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（高野道生君）

散布の方法について、今初めて私も聞きましたので、詳しくはわかりません。

○議長（牛嶋利三君）

6番前原武美君。

○6番（前原武美君）

走る列車の上から除草されたということですが、もう一つお聞きしたいんですが、ドリフト対策って御存じですか。これは農薬飛散防止対策なんです。ドリフトという言葉、これは飛散ということですが、これは一般的に農家の方はほとんど御存じでございます。JA、いろんな普及所から指導を受けられてされているんですが、ドリフト対策といいまして、農薬飛散防止対策です。

これは、農林水産省、環境省、特に今、環境の中で農薬の残留とかありますよね。厳しい基準の中で、日本の食生活については安定を、安全・安心の食生活を送られてあるんですが、それも、こういった基準のもとで適正な基準を生産者の方が守ってあるからこそ食の安定が図られているわけですね。

それで、今言います農林水産省、環境省が厳しく、今ドリフト対策と申しましたが、それについては厳しく県、市町村、JA、普及所とかそういったところの指導を受けられて、市長職務代理者も見られたと思います、近所、私と一緒に周辺に農地がございますよね。そこを除草剤とかされてあるのを見られると思うんですが、一般の農家の方はほとんど肩かけ式か動力型でされてあるんですが、一番注意されてあるのは飛散なんです。生産物に直接かからないように、いろんな工夫をされてあります。ノズルの調整とか、隣接地に影響がないようにベニヤを立ててされたりとか、いろんな工夫をされてあるんですよ、そういった基準を守りながら。これがドリフト対策です。それで、今回そういうことになったものですから、私も行きまして、見てきまして、いろんな方にお話を聞かせていただきました。

そして、きょう市長職務代理者も現地へ行ってあると思いますが、ここに昼、食事が終わりました、現地に行って耕作者の方からちょっといただいてきました。

議長、ちょっと見てもらってよろしいでしょうか。（資料を示す）ここに2つあります。これが、ちょっともうしぼんでいますが、これが正常です。こちらが先ほど言います、沿線でドリフト、飛散を受けた同じ耕作者です。ちょっと市長職務代理者、お願いいたします。

（市長職務代理者副市長へ渡す）（「縮んでいます」と呼ぶ者あり）

先ほど言いますように、今縮んでいる部分についてはJRの沿線沿いです。そして、そちらの葉っぱが大きい、ちょっと昼でしたから水分がなくなって、まだ張りがある葉でございましたが、それも同じ生産者です。片方、今縮んでいるほうがJR沿線、それから、100メートル離れた農地で植えてある同じ大豆です、同じ生産者です、同じ農法でされてあります。この状況です。

この状況がなぜ起きたのかといいますと、先ほど報告がありました、列車の上から、市長職務代理者も現地へ行かれたと思いますが、一般的に、先ほど言いますように、農家の方は指導のもと、ノズルは全部下を向けてあるわけですね。わかってあると思うけど、カバーもかけてあるじゃないですか、飛ばないように。そういうことをしながらでも食の安全を守ってあるんですよ。

しかし、今回のJRさんを見ていただくと、私も近所ですから毎日見ておりますが、敷地内の草はほとんど枯れております。しかし、その沿線ののり面のところに行きますと、木が植わっていますよね。木を見ていただくとすぐわかります。線路側は全部枯れております、裏は枯れておりません。その木の葉っぱが枯れたということは、ノズルは上を向いて、その木にかけてあるわけですね、下を向けて行かんわけですから。こうなっておるわけですね。

そういった分が、私も確定はできませんが、そういう状況になっている分と、もう一つ、先ほど言いますように、沿線の農地、一番ひどいところは農地一面その状況です。特に東側ですね。東側はその状況なんですよ。

先ほど言いますように、これは厳しい状況のもとで、特に国、JAとかが指導されてあるのが、散布に当たっては無風や風が弱いときに行うとか、風向き、散布器具——ノズルの向きに注意するようなことを、いろんなことを注意してあるんですよ。

(資料を示す) ネットで出しましたが、ここにいろんな、先ほどの農林水産省、環境省、各県から出ております。ドリフトには注意しましょうということで、農産物はもとよりJR沿線には当然ながら人家もありますよね、いろんな部分があります。そういった部分も見ながら十分に注意しなさいということは、再三ここで促してあるんですよ。

今言いますように、私がここで言いたいのは、その作物の残留濃度がわかりません。さっきおっしゃった、あとどれくらいで結果がわかるかわかりません。成長度合いによってもまた変わるかもしれません。しかし、現状のこの分をどう思われるかが、きょうの私の質問なんですよ。

ただ散布する、地元関係者から要望されたから除草剤をまくと、これはありがたいことですね、害虫被害をとめるものですから。しかし、自分の範囲でやっていただければいいんですが、今回のような沿線の作物、人家もありますが、それに飛散するような、さっきおっしゃった作業車、速度がどれくらいかはわかりません。しかし、動く中で散布することですね。相当圧をかけてあると思うんですよ。このドリフト防止は、圧はかけられないほうがいい、極力控えなさいというとも指導してあるんですよ。直接かけなさい、そして圧は少な目という指導をずっとどこでも書いてあるんですよ。当然ながら、普及所、JAさんは特に言っているわけですね。

先ほどありました、JRさんも農業用ということでされてあることは知ってあるなら、当然、この分は御存じだと思うんですね。民間と言いながら、ああいうJRさんが大規模に今

度まいてありますよね。当然、そこら辺も熟知してされたんだろうと私は思うんですが、結果は、今そこにサンプルがありますような形になっておるわけですね。

それで、私どもがここで言いますように、生産者の方がいろんなそういう苦勞をされてあって、みやま市の生産ということで出荷されて、今も汗水流してされてあるんですよ。そういう中で、あとの分はわかりませんが、やっぱり生産者の気持ちを十分わかってやっていただきたいと思うんですよ。

ですから、国も県も関係部署に協議をし、それで散布するときには、いつ散布するとか、そういうのを明示しなさいとかも書いてあるんですよ。それが実際ないんですよ。そういう分も検査されてあるということですが、検査結果については私は問いません、わからないものですからですね。

しかしながら、そこにある分、現地、生産者の声、市長職務代理者も現地を見ていただいたということですので、もうそれ以上私も言う必要ございませんが、先ほど答弁でありましたけど、かなりの広範囲ですよ、よその県までまいてある。よその分はわかりませんが、我がみやま市は、今言ったように何キロメートルも及ぶ部分でこの状況ということですね。これについて、ただ私は聞きました、今検査しておりますというだけでいいのかなと私は思うんですよ。

これが、私も生産者の方に聞いたんですが、私がここで一番きょう訴えたいのがこういうことなんですよ。この生産者の方に聞いたんですが、その大豆をつくってあるところが、生産者の若い青年後継者なんですよ。その彼と話したときに、当然、私は事前に市に申し入れて検査するというものであったものですから、それを伝えたんですよ。今、市役所が残留農薬の検査をしようと。その結果次第でという先輩農家の方と交えて話したんですが、その青年は何と言ったと思いますか。こういうふうと言ったんですよ。自分が今一生懸命育ててきた作物、それです、その2つです。立派に育ておる、ちょっと症状が出ておる作物、自分が一生懸命育てた作物ばってん、こういうような異常な状態になったならば、検査結果がどうであれ私は出荷しませんと言ったんですよ。なぜかと。いや、検査結果を見らんとわからんめもんち、大丈夫かもしれんち言うたばってん、いや、これがこういう状態になった以上、私はできないと、JAに迷惑かけると。今現地を見ていただくとわかります。もうそこには田んぼに寄りつきません。

こういった若い青年が一生懸命やっているんですよ。私もたびたび、その方だけじゃない

ですよ、いろんな生産者の方を見ますが、今さっきあったように、ことしは特に暑いときやったですね。田んぼあたりげつと日陰ないですよ。そすと、トラックのわずかな日陰に汗水流して休憩しよんなはつとですよ。そういう姿を見て、その農地も一生懸命してあったです。そこで休憩されてあるとを私は見ております。汗流してはあはあ言いながら、わずかな日陰で休憩しながらされてある、その意欲を、こういった分ですぐとは言いません、こういった分が、自分が一生懸命、精魂込めて出荷ば楽しみに農作業をしようたわけですね。そして、その青年が言った言葉が私は一番つらかったんですよ。

それで、私がここでその分を伝えた中で、今言いますように、我がみやま市は農業のまちですよ。そして、後継者不足で農業経営に危機を感じているというのは、JAだけじゃなくて、我がみやま市、行政も特に感じてある。先ほどいろんな議員から人口の部分が出ましたが、人口とともに、その中に農業生産者の後継者がどうなるかという部分が課題なんですよ。そういった方を、今、青年がやっている、守っているものを我々は応援してやらやんと思うとですよ、守ってやらやんと思うとですよ。ただ、今言いますように、もう言うたっちゃできもんち。もうそれは俺が出さんとよかっちゃんという気持ちにさせたらいかんのですよ。

それをしてくれるのは、当然、出荷する先のJA、農業の指導者ということになりますが、やはりこのみやま市の市民、農業のまちな生産者の後継者、そういった方たちを育てる、守る、そういった分について、今言いますように、我がみやま市は農業のまちであるということに対して、この問題、先ほど申されたように、早速その手配はしていただいております、ありがたいと思っております。JRに行かれて、検査もあとは結果待ちということと、その結果次第でJRと生産者を見守るということを言われているんですが、私はその前のことを言っております。

一つ私が感心したことがございます。皆さん御存じと思いますが、柳川のオスプレイですよ。先日、佐賀県がオスプレイの受け入れをしましたよね。すかさず柳川市長は佐賀県に抗議に行かれましたね。なぜかといいますと、国はオスプレイが安全と言ってあります。柳川市で墜落事故も何もあっておりません、オスプレイに対しての事故はですよ。しかしながら、市民の安心・安全を守る柳川市行政、そこがいち早く佐賀県に抗議に行っております、それはもう御存じだと思います。そういった市民の不安を解消、守るのが行政だろうと私は思うんですよ。

今回のこの分についても同じだと私は思います。広範囲にわたる、農業生産者が一生懸命生産して安心・安全の食を提供しようとして、日夜、汗流してされてある、出荷を楽しみにされてある分がこのような状態を起こした。残留濃度のどうこうは私は別だと思えます。こういった分に対して、やはり先ほど言いますように、柳川と同じように即刻抗議する。国——農林水産省、環境省もドリフトは言っているんですよね、守りなさいという中で、これがあつたということは事実だと思えます。

そういった中で私はお聞きしたいんですが、6月定例会の一般質問の中でも私はお聞きしたんですが、そのとき副市長が答弁していただきました。

さっきもちょっとあつたんですが、農産物の販売については、トップセールスとして市が積極的に行っていたらいいとおも、ありがたいことです。いろんなところに行かれて、前は何か東京ではびを着てデパートでとかおっしゃっていただきました。

しかし、売るにも生産がこういった状況ではできなくなるんですよ。食があつてこそトップセールスができる、向こうで販売もできます。しかしながら、そういった安定した農業、農産物の出荷がなければ、それはできません。ですから、その基本たる部分を、私はその姿勢を見せていただきたかつたというふうに、これは先ほどありました8月中旬ですか、JAから、私よりか早くあつておつたんですかね。その時点からわかつておつたと思えますよね。農家の方はもっと早くわかつてありました、JAにも申し入れられてですね。

そういったこともある中で、私が言いたいのは、今言う若い青年、これからの、今、一生懸命されてある私の年代の方もおられます。出荷できるのを楽しみにやつてあります。そういった方、そして、未来ある青年たちを支え守つてやるのは、さっき言う、出荷して販売するトップセールスも大事ですが、それを守る前段の行為も大事だと思えます。

そういった部分を大事にしていれば、今からのそういった青年も、また、それを知つた市外の方も、ここはいいところだと、自分たちを守つてくれる市なんだということで、また定住もふえてくると思えますよ。そういった分を含めまして、最後にその分についてお話をいただきたいと思えます。

○議長（牛嶋利三君）

高野市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（高野道生君）

ただいま前原議員のほうからお話がありましたように、生産者の心情はよく理解できま



す。これは、実は私も農家でございまして、よくわかります。

そういう中で、まずは原因究明、これが先決だと私は思っているところでございます。その原因を受けて、それから、市はもとよりJA、県一緒になって、やはりJRさんのほうに行くということが必要じゃないかなと思っております、柳川のオスプレイの問題とちょっと性格が違うんじゃないかなと思っているところでございます。

JR九州の除草剤散布がはっきり原因だということが確定しましたら、そういう行動をとらせていただきたいと、そう思っているところでございます。まだ今、原因を調べさせていただいているところですよ。それは理解をしていただきたいと思っております。

それから、みやま市は農業が基幹産業でございます。そういう意味では、生産者の皆さんが安全・安心して食を提供していただけるよう、また、生産者の皆さんがやっぱり生産意欲を損なわないように市がバックアップしていくということは、十分わかっているところでございます。だから、そういうことを踏まえて今後、対応していきたいと思っております。

当然、これの原因がはっきりすれば机上に乗るわけですよ。そこで生産者の補償の問題とか等々、こういうものについても当然JR側と打ち合わせをしていきたいという心構えではいるところでございます。今、あなたのところが原因でこうなっておりますって、まだ確証が100%ないわけですから、そこら辺は御理解をいただければと思っております。

**○議長（牛嶋利三君）**

6番前原武美君。

**○6番（前原武美君）**

私は再三言っております。補償、そういった残留農薬のどうこうは言っていないじゃないですか。それは結果が出るとわからんと言っているじゃない。今、そこにサンプルを持ってきましたよね。それがみやま市、他県、他市町、そこまで長い沿線でされてある状況も同じような状況が出ているとあっているじゃないですか。

私が補償しなさいとか、原因がわからんけん、残留濃度がアウトかどうかわからんですね。そういうのを私は言っていないじゃないですか。今、ずっと言いよったじゃないですか。

（「抗議をしなさいと言ったじゃないですか」と呼ぶ者あり）そうですよ。そうやって、今、深夜に作業車の上から、先ほど私は何回も言いますように、農林水産省、環境省が出している、注意しなさいと言っている分をされた、担当課長もビデオを見られたということですが、あれだけの農地一面ですよ、50メートルぐらいありますよ、全部その状態ですよ。生産者は

同じ生産者が、そして、そっちでしょう、どうもないのが。

**○議長（牛嶋利三君）**

ちょっといいですか、質問者。

質問に対して答弁書を私も何回も読み直させていただきよるけれども、結果が出ておらんというのが一番、調査とかはやられてあるわけですね。それで、補償の云々ということは、また当然、質問者もされておらんけれども、そのことによる結果がどう育成に影響しているのか、この関係あたりがわからんと、行政としても先の打つ手がなかなか答弁できない。これが因果関係がはっきりとすれば、当然行政としてもJRさんに対する補償の関係等々も考えられるというような御答弁をされております。

だから、前原先生が執行部に対して、行政に対して、このような原因があつてというようなことは質問されておるから、何をどう考えるのか、そうしたことも含めて端的に質問ばしてやってくれませんか。（発言する者あり）はい、どうぞ。高野市長職務代理者副市長。

**○市長職務代理者副市長（高野道生君）**

それと、散布のドリフト対策ですか、これについても、今、きょう私は初めて聞いたところでございます。だから、これについては、今後、それはもう即行って、こういう散布の方式はだめですよという指導はできているんですけども、JR九州さんもアグリ事業をやっておられるんですよ。だから、これがいいか悪いかというのは、私たち市よりか十分御理解されているんじゃないかなと思っております。だから、今回は第三者に委託されていますよね。だから、そういうときにやっぱり指導をすべきじゃなかったかなという気持ちも実は持っているところでございます。

しかし、こういう結果になったわけでございますので、当然、次回からは散布するときはどういう方式で、こういうことで情報を我々にも伝えていただけるような、そういう約束をきちんとしていきたいと、そのように考えますので、加えさせていただきます。

**○議長（牛嶋利三君）**

6番前原武美君。

**○6番（前原武美君）**

私が言いたかったのは、市の姿勢ですね。ですから、結果どうこうとは言っていません。その姿勢がどうですかということで、ちょっと私の質問がおかしかったかもしれんばってん、その姿勢を問うたんですよ。

ですから、私に1時間、時間をいただいておりますので、皆さん早くやめろということでしょうけど、ちょっと時間をいただきまして、今のと同じように、市長職務代理者の記憶にあると思いますが、7年前ちょうど私が退職しまして、当時、うちの行政区の区長をいたしましたよね。御存じでしょうが、そのとき、あたご苑から重油が私ども地域のため池に漏れましたよね。あのときにしていただいたのが、私は区長ですから、うちには環境委員会も地元行政区の中にあります。それを即開きまして、いろんな議論をしまして、私は即、行政区の代表ですから、環境の代表でもございました、おたくのほうに来まして抗議しました。

さっきおっしゃったのと同じような言葉だったんですよ。重油が漏れた、それで、出してみようと言うけど、うちの住民は不安がって、私は当然、農業水はあそこを使っているわけですから、農業水の手だてもしました。ため池から取水をとめていろんなことをしまして、御存じのように、あそこはオニバスの生育地ですよ。そして、ほかに普通のハスが一面に出て、きれいなハスの花が咲きます。そのハスの花に油がいっぱいついておったのは御存じでしょう。重油もいっぱい水に浮いていたんですが、それを検査せんとわからんということでしたが、その前に、葉に、花についているのを全部除去していただいたじゃないですか。

それはなぜかという、私どもの区民は物すごく怒っておりました。しかし、それは安心感を与えるために検査はしよりますと。しかしながら、今の状態は重油が浮いておる、これを取りましょう。葉っぱにいっぱいついておる、付着しておる、取りましょうということで、あのため池全部とっていただいたやないですか。大変皆さんに、職員さん、また、それをされた方には御迷惑をかけたと思っておりますが、ありがたかったです。あれで私ども行政区の区民の方も安心されました。そういった素早い対応、その姿勢を私はお聞きしたかったんですよ。

ちょっと時間があつたから別話をさせていただきましたが、そのとき、市は即対応していただきました。職員さんも油にまみれてやっていただきました。そして、結果的には、申しますように、重油ですから、時間がたちますとバクテリアとかでなくなって害はないということですが、私どもとしては、区民に安心を与えないかんですね、見えておるんですから。安心を与えるためにはそういった行動をとらにやいかんということで、この市役所、市長職務代理者やったですかね、私、お邪魔しましたよね。即対応していただきましたよね。

そういった部分の姿勢をこの場合もとっていただきたいということで、私は、あえてちょっと違う話ですが、時間をいただきましてお話をさせていただきましたが、その当時と

市長職務代理者は気持ちは同じということですのでよろしいですか。最後にお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

高野市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（高野道生君）

ことし1月に農政連さんとJ Aみなみ筑後の連名で、こういう除草について問題があるという申し入れがあったんですよね。そこを7月に行っている。これについては、素直に私は時間を要し過ぎたんじゃないかなということで頭を下げさせていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（牛嶋利三君）

6 番前原武美君。

○6 番（前原武美君）

私が今言ったのが違うんですけど、私が言ったのは、さっき私の区長のときの話をしましたよね。当時、市長職務代理者で、市は市民の声を聞いていただいて即対応していただいたんですよ。

さっき言いますように、重油の結果は農産物に影響ないというのは後で出ました。しかし、その前に、重油がため池に浮いておる、葉っぱに付着しておる、花についておる、それを即刻対応していただいた、そういった対応の姿勢は今回も同じなんですかという尋ね方を私はしたんですよ。それにお答えください。

○議長（牛嶋利三君）

高野市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（高野道生君）

はい、そのとおりだと思います。

○議長（牛嶋利三君）

6 番前原武美君。

○6 番（前原武美君）

市民を思う気持ち、市民を守る気持ちということが一番に思っていて、そういったことを一番にやっていただきたいということを願ひまして、終わります。どうもありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

ここで皆さんにお諮りをいたします。

議事の都合によりまして、9月6日から7日までの2日間、それから、10日から14日までの5日間、18日から20日までの3日間を休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、9月6日から7日までの2日間、10日から14日までの5日間、18日から20日までの3日間を休会することと決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、次の本会議は9月21日となっておりますので、御承知おきをお願いしたいと思います。

午後4時26分 散会